

H-66

152  
6  
563

福島幾太郎編輯

清佛戰爭實記

第一編

大坂

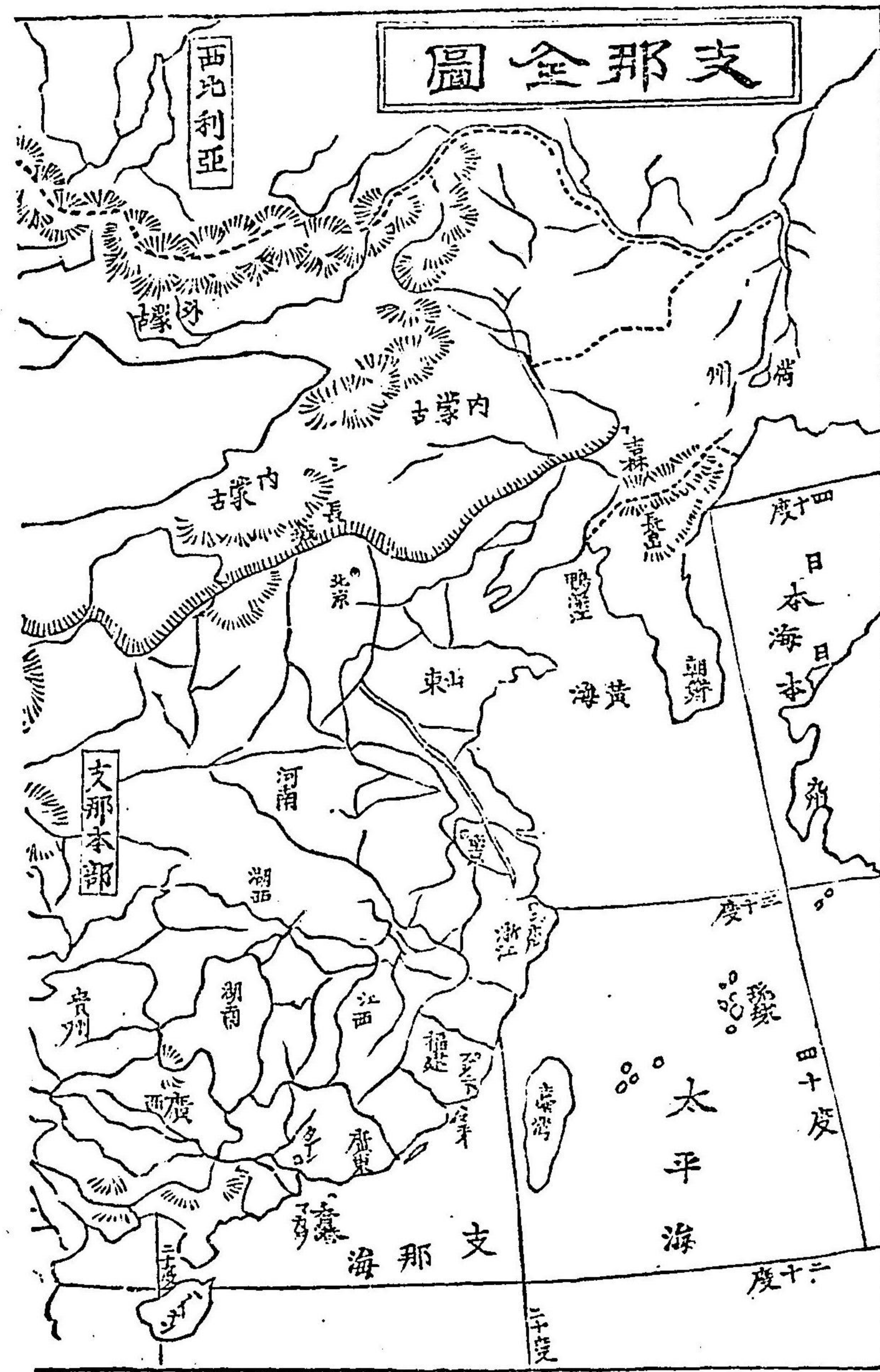
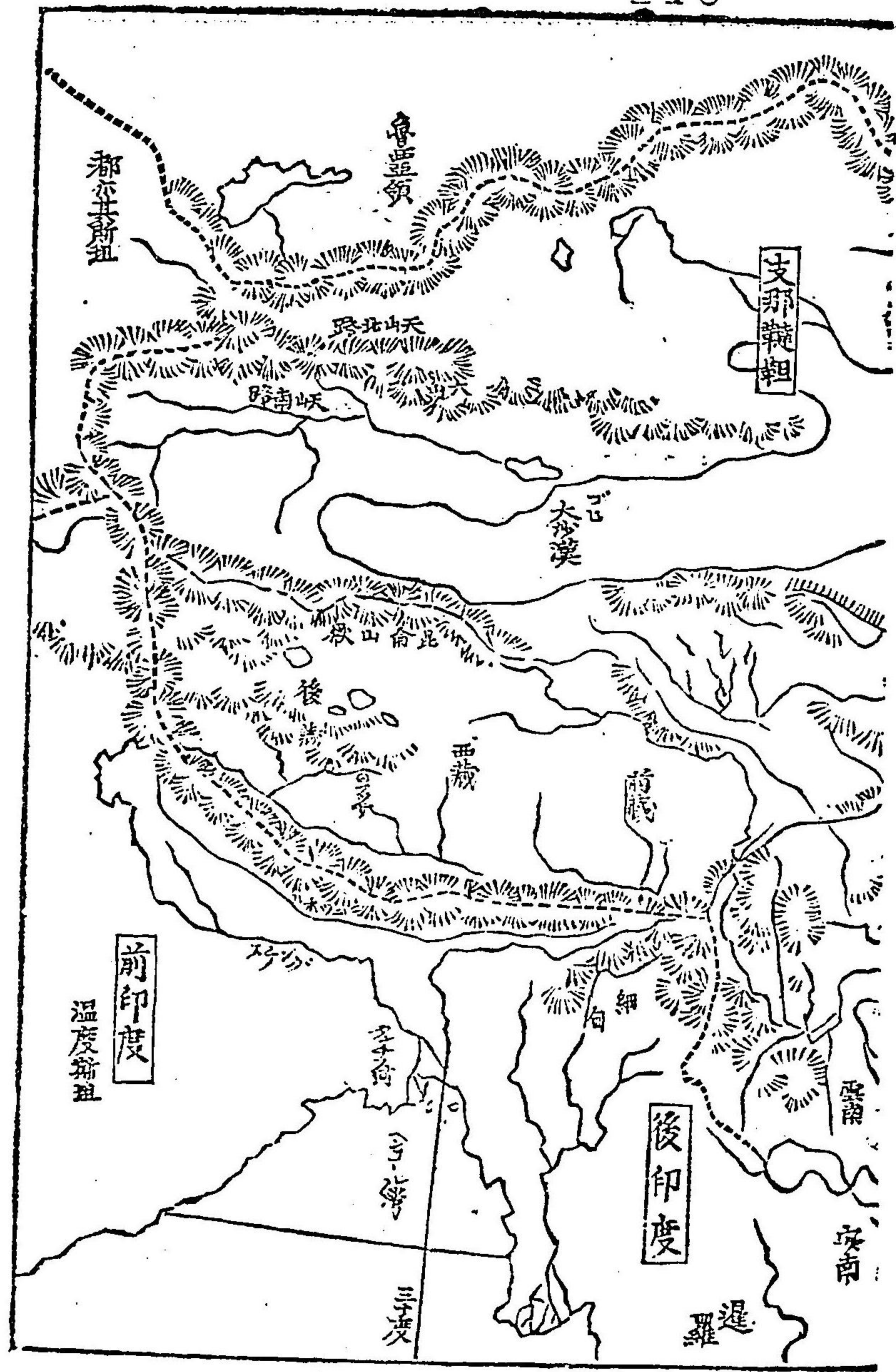
稗史館出版



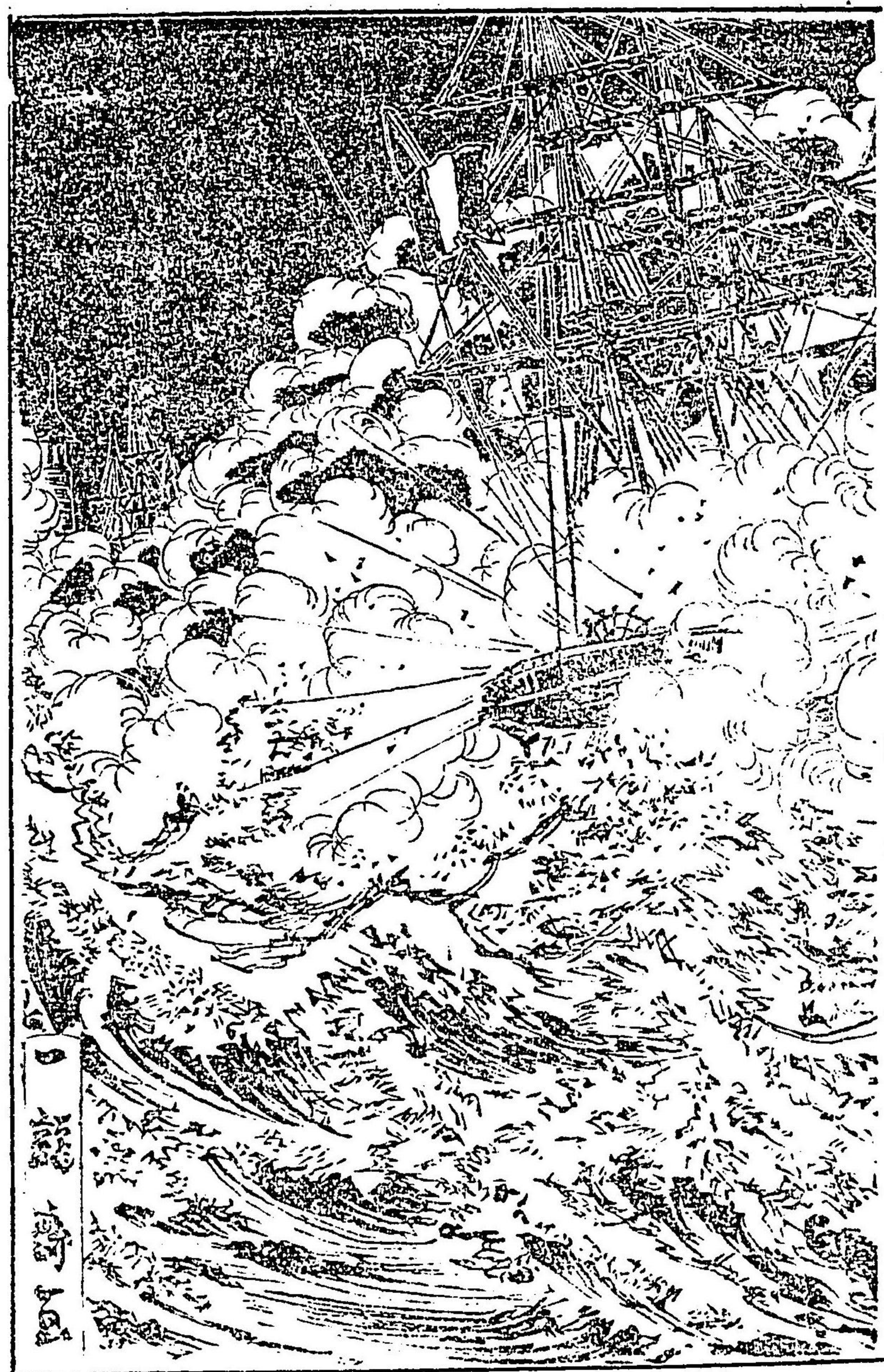
清佛戦争實記序

世の文明の名を稱ふれども未だ文明の境に至らざ國よ  
 交際の道にあれば未だ戦争の衢を免れざ實にや世  
 界と戦闘の場なり世は清平の世なりと言はば強きもの  
 は常に騎り弱きものて常は屈す理の在る處道の居る處  
 何れに向つて其是非を問はん今や清佛戦ひを聞く實に  
 東洋多難の秋かり輔車相頼り唇齒相助くるの關係を有  
 する我が國にして怎てその痛痒を感ぜざらんその政略  
 に又た商業に利害を感ぜる鮮少にあらざ我が國愛國の  
 人民たるもの何ぞこれを度外視して可あらんや吾儕今  
 ま兩國戦争の實記を編纂し以て世の兩國の關係に目を

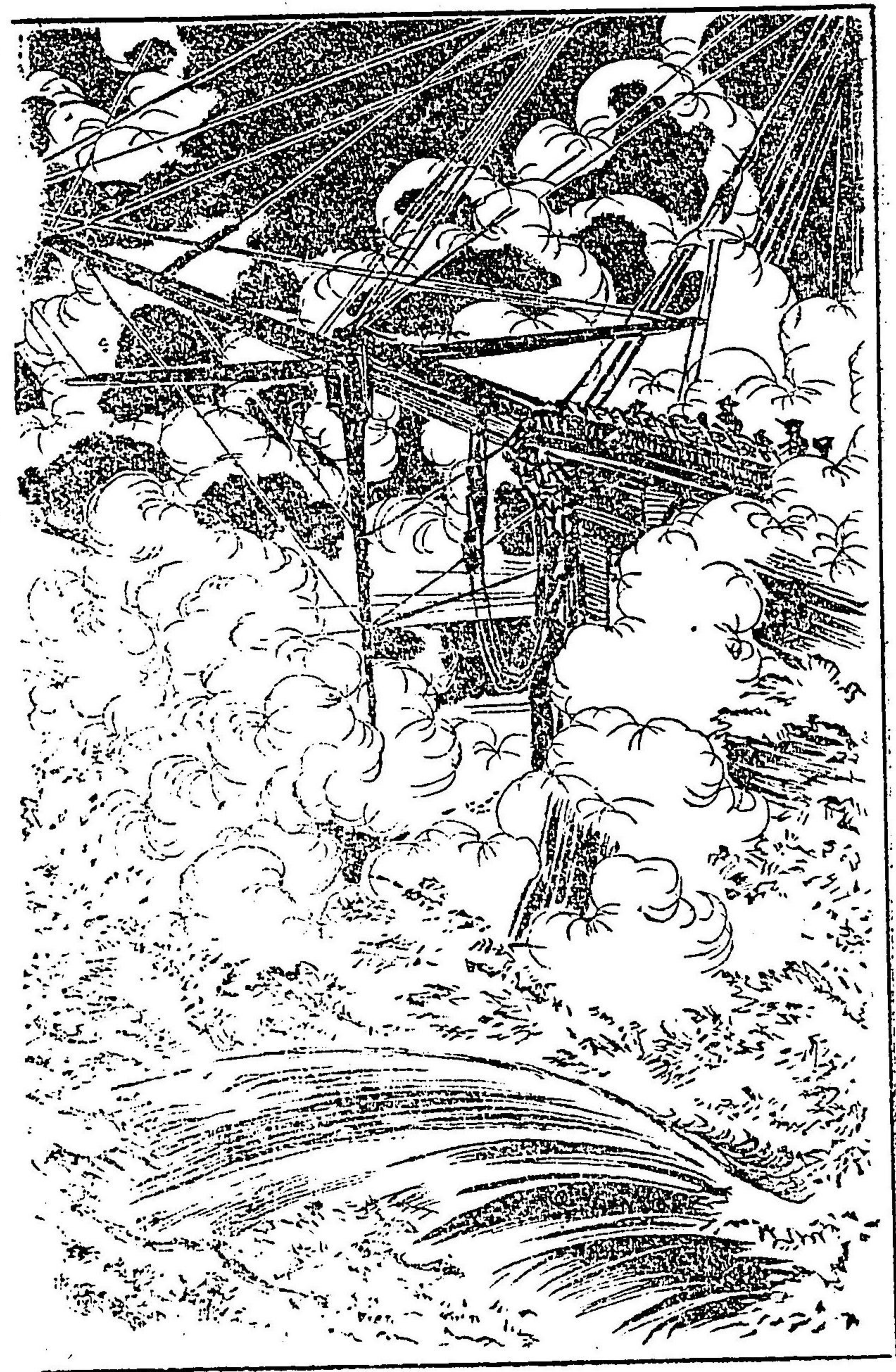








9  
1852  
1853  
1854





注がるゝの諸君子に報する亦固に己む可からざるなり  
今より後兩國戦争の實況に係る報道を勉めてその精し  
きを擇び勉めてその詳らかなるを集め能くその事實の  
眞假を推して漏さざればこれを編纂せんとす若しそれ事  
疑似に渉るものは省いて以てその訛謬を免かるべし庶  
幾くして以て幸ひに諸君子が聰明を誤めざるにちりゝら  
ん乎

明治十七年九月上浣

編者識

清佛戦争實記 第一編

第一回

語に曰ふ兵のこれ死生の地有亡の道なりと國家の不幸こ  
れを用ゆるより大なるの無し噫清佛の開戦の破れり矣佛  
國の戦と宣し以て干戈を福州に開けり今や我が東洋は天  
の實にこの不幸なる兵氣の蔽ふ所とありぬ豈悲み愛ひざ  
る可けんや爰にこの兩國戦争の起原を索ぬるに由来  
極めて遠し今と距ると二十年前西曆千八百六十年代に當  
りて清國天津に在る所の耶蘇教徒同國暴民の爲めに虐殺  
せられしとより佛國英國聯合の軍を興し戦ひ勝つて清國  
の帝都北京に城下の監をなさしめ遂に地を割り償ひを爲  
さしめたるより以來清佛の交自から好かず玉帛常に和



を表するも心裡の怨の解く間も亦く常に互い相視ふれ  
 色あり然に佛國の西曆千八百八十二年即ち我が明治十五  
 年に當りかねて清國がその屬國ありと稱する安南國に對  
 ひ同國に寄留する佛國人民を保護するを名とし遠征の軍  
 と興とし遂に翌年即ち我が明治十六年八月に至り佛國の  
 右安南と和議を結びその本家など自稱する清國への斷  
 りなく安南と獨立の國と認めて種々の條約と取結びたる  
 より清國も愈々愠り遂に今回の隙を生ずると、いふ  
 りしなりされを今回の戦争に由來を知らんとあらば先づ  
 安南と佛國との戦争を知らざる可うらず安南と佛國との  
 戦ひと知らんとあらば先づ佛安兩國がそれ戦ひを醸す所  
 以と知らざる可らざるなり噫ろの關係深しといふべし扱

斯く佛國が安南に向つてこの關係と生ぜし所以のあんや  
 や其源を尋ねれば第十八世紀の中ごろ即ち今をさること  
 百三十四十年の昔なりき初め佛國天主教の宣教師數人同國  
 に渡來して説教をなし教會所を立てなせして専ら布教の  
 事に盡力せしが千七百八十九年に至り同國に内亂起りて  
 安南全部と統治せし東京王及び南部安南と支配せし某王  
 共に其位を廢せられしかば同國に居たりし佛國宣教師某  
 教正の右の兩王に請して告ぐるに兩王もし其の位を復せ  
 んと欲せば佛國に請ふて其援兵を出さまむると難きに非  
 らずとの意と以て一兩王の命に依りて之を佛國政府にむ  
 通しける當時の佛王の即ち彼の革命史に有名なる路易第  
 十六世にて其の以前英國と利と東印度の地に争ふて遂に



該地の利をあげて總べて英國に專有せらるゝに至りしかば今東京政府安南の請と聞きて是れを印度の損失と償むる地を東邦に得るの好機會ありとて速かに此の請に應ぜんとせし折から彼の革命の大亂起りて佛國の殆んど無政府の有様とあり王の怡も楚囚と一般の身とありしにぞ竟に其意を果そ能はざり唯だ其の武官の中此事に志有るもの數人自ら東京に到り東京と扶け王の夫れ此の力に依りて遂に其位に復するを得てければ即ち其報酬として佛國宣教師の布教をなす事につき自由をぞ許し與へける斯くて其の後千八百五十八年迄の左いたる事件もあくて過しむ同年に至り東京人の耶蘇教徒と殘害する甚ま之を慘刑酷罰に處するに至りしかば佛國及び西班牙の供に兵

を造りて之と討ち逐よ東京の中三州と割て佛國も與へ且つ數ヶ所の港を開いゝ其の通商貿易を許し并びに巨額の償金を拂はしめ尙不其乃後更らに三州と割く佛國に與へしめりる然れども佛國が安南に於て商賣上は利を得るとの其豫かじめ期せし如からず只同國のソノコイと稱する大河ありて其水源の即ち清國雲南の地に在り佛國も此の河水乃航權と全握するまをを得ば其利益の蓋し尠少なからざるべし抑も此雲南といふは清國の西南部に在る廣大の地にして其の物産の豊饒なるまと同國第一と稱せらるゝ程なり左れば彼の英國に如くも夙に之に眼と着け容易く此地に通ずるの道路を索むること久しく即ち向に英人マーガレトあるものが清國土人の虐殺する所とありし爲



に英清兩國の紛議と惹起したるも亦た英國が此のマーガ  
 レーをしてこの道路を索めしめたる時れ事ありと予さそ  
 佛國の同國人ザユールポイといふ人れ勸めに由り右のツン  
 コイ河に依て雲南に通ずるの道を開きんと千八百六十八  
 年同人をして該地に出張せしめ且つ安南政府に向ふて右  
 航河の事と掛け合ひしに輒すく談判の調ひ兼しが千八百  
 七十四年即ち明治七年に至り竟も安南と佛國との間に更  
 らに條例を結びて双方とも安南の獨立國にして湄の屬邦  
 にあらざることと公言し且つ佛國のソントンコイ河通航の權  
 と許しける然るに右の河流に盜賊常に横行して旅客を惱  
 まそと甚だしく而るも安南政府の之をお勦滅するの力あ  
 徒にふれそ日過すのみあるにぞ佛國の折角航河の權を得

がより更にその證なきを憤りて遂に件の遠征軍を出すこと  
 ありたりたる者たりといふ去る程に佛安兩國の同年即ち  
 我が明治十六年四五月の間に當り遂に東京海内の各地に  
 於て互ひにそれ兵を用ゆるの不幸とあり兩軍の小却常  
 絶ゆると無く豫て佛國より駐在せしめたる總督リウ  
 井ールの如きも實も同五月十一日海内北甯の間に於て開  
 戦の際に安南兵の伏に陥り大敗して戦死するに至り  
 此に於て佛國のその國會議院に於て東京征討費と支出す  
 るを議定し更に將軍ブーエと東京總督とあり佛軍の東京  
 人民の幸福を保護する爲め佛國の國權を奪ふする爲めに  
 この正義の戦ひをあす趣を告げ又た大いに自國北支那艦  
 隊を安南へさし向け水師提督孤拔をして之を總べ安南の



首都順化府を圍しめたり斯くて同年八月となり大軍の攻撃愈々強りければ安南も今の防禦に疲れ最後の戦いに敗れて南風鏡のす旗折れ戈斷へ遂に佛軍を休戦を請ひ最後の私議を講ずるといふありぬこ、を以てかねて佛國より派遣せられたる使節ハーマン公使の安南政府の全權大臣と兩國の各義と以て左の豫定和約を取結ひ兩國の戦争のその局と終たし實に同年八月廿五日のとなしける扱その豫定條約比要領に曰く

一 佛國が安南東京を保護するの權利の十分に之れを承允する事

一 ビンツウ州の斷然佛領交趾に附屬する事  
 キューア近傍及びバソアン城堡に常に兵隊を屯駐

せしむる事

- 一 東京へ送遣したる安南兵の直に之を召還し同地の平和を保つため守衛兵として之に代らしむる事
- 一 守衛のため城堡に趣く可死武官は佛國官吏之を命じて必そ其指名に依らざる可からざる事
- 一 安南各州の都府に居留する佛人の充分に兵隊に護衛せらるる事
- 一 安南全國の税關の佛國の掌握に歸する事
- 一 西貢河内間に陸上電線と架設する事
- 一 順化府に在留して常に官職に在る佛人の一個の資格を以て安南國王に見すると得べし事
- 一 紅河の沿岸に軍營と設置し且つ佛人の必要と斷定する



塲所に堡壁と築くと得べき事  
 一佛領交趾の貨幣の安南全國と融通すべき事されば初め  
 佛國が安南に對しこの戦ひを興したるも彼の安南政府  
 が初定め條約即ち千八百七十四年佛安間に取結びたる  
 條約に背きて航河の安全及び人民の安全を保護するとを  
 怠りしと云ふに在りて今や清佛間の戦争と惹起するも  
 のり佛國がこの清國は自稱屬國に對ひ慢りにるの權を恣  
 まるゝにあたりといふよき起りたるに外あらずるべし(因にい  
 ふ右の佛安間預定條約の使節ハーマンが權外の取極めを  
 なしたる筒條あざとて一時佛國政府に於て議論れ起り同  
 公使を本國に召し還らざりしが後に寛大の改  
 正を加へてその本條約と結定するに至りしとぞ)

第二回

斯く佛國と安南とに間母起りたる東京事件の最後の條約  
 を以つて全くその局を終るに至りしかば佛安の關係の先  
 づ一段落とありしが爰にこの葛藤の清國に連及び遂に  
 今回の戦争を起すの基とありしこと是非あけられ初め清  
 國の佛國の東京に兵を用ゆるに當りて或は國境治鎮の爲  
 めと稱へ或は屬民保護の爲めと稱へ追々安南に兵を送り  
 各部の守衛を爲さしめたるが此守衛果して守衛となす  
 のに止まりたるが中に種々なる事情もあるへし殊に  
 安南の衛將ありて駿將劉永福の卒ゆる軍兵佛安和議の後  
 猶ほ兵を休めず安南政府の關係と離れて頻りに佛兵と戦  
 いを交へければ尙ほ佛國も兵を撒するに由奇く引續き



攻戦をなしたる世に安南の黒旗兵といふものは是あり  
 因にいふ所の黒旗兵あるもの元は清國匪徒の兵を  
 今も種々ある沿革と経たれど遠く其由来を尋ねる  
 昔一千八百四十九年中清國の南部に長髮賊の亂あり  
 賊勢猖獗漸く中原を迫り千八百五十三年遂に揚子  
 江に至り南京を奪ひて之に據り屢々出でて中原及東  
 部を侵略し遂に天津を進入して一時北京と脅すに至  
 り其の後清兵の佛英兩國の援によつて賊兵を驅  
 逐して南京と恢復し南部に屯集せる賊徒八千八百六  
 十五年七月盡く東京廣西廣東の山中を奔竄したり賊  
 將ウーリンといふもの三四千の兵を率ひて東京を侵  
 入し進んで河内の前岸フンセイに至る安南人の之を

防拒する爲に援を清國に請ひ其援兵を得て賊徒を邀  
 撃つ賊兵敗れて雲南山中に走る幾もあぐりてウー  
 ン死せしかば部將二人代りて兵を督しラオカイの近  
 傍に壘砦を築きて猶餘勢を張るぬ後ラオカイを侵奪  
 するに及兩將の間に隙を生じ一將ハラオカイを留り  
 一將ハ紅河を下りてホヤン(紅河の支流あるクレール  
 河上に據り賊兵の兩將に分屬して後日に決戦となさ  
 んと謀るこのラオカイに留まる者即黒旗隊にしてホヤン  
 に據る者は黃旗隊といひ是あり是は於てラオカイ府  
 の黒旗隊の都城とされり抑もラオカイ府の廣大ある  
 村落にて都府にあらず其の戸數は三百戸に止り陣營  
 を除くの外皆茅屋草舎のみ同府の安南及支那の國境



にあまぐ紅河の支流も傍ふが故に關稅の收入頗る多し然るもその地淸國版圖の外に在り故に黒旗隊の奔竄所とあきまも安南都を距ると遠きが爲め安南王の威權も殆ど此の地に及ばず是ヲオカイが安南國內にあまぐ淸國の首府と稱せらるる所以なり現に淸國安疆は雲南人の其の言語北京の音に近くヲオカイ人の言語の多く廣東廣西比音又近くして兩地比人言語殆ど相通ぜそヲオカイ府に此の特別ある地位にあるが故に遂に準獨立状態をなして賊徒の占據をすあ便利を興へ淸國の稅法を施すに口實と供するに至れり千八百七十三年にヲオカイ府を施行するヤヒコイといふ佛人あまぐ黃旗隊首領の許諾を受けて其

の占據地と經過したるも黒旗隊も亦敢て其の旅行を妨害せざりといふ是より先黃旗隊はヲオカイを奪はんと欲して能はざ遂に東京は通路をさちて黒旗隊を窘しめ黒旗隊の黃旗隊と攻撃して戰利あらず其敗兵三百人ソンゴイ河を下りて安南叛民の守砦に到り之に力を合せ佛人に抗す佛人ツランシガルコエといふ人僅少の兵を以て數日間之と戰ひ終に安南人の爲めに破られたるもあり此時の安南叛民の將ヒユインケビエムといふは國王の從兄にして東京第一北門闕たり當時のハノイ河岸あるソンタイ府は知事に去て黒旗隊と誘ひ己が勢援とあしるあまぐ千八百七十三年十二月二十一日安南人がハノイある佛人の壘砦を攻



撃してカルクエを戦没せしめたるも實に黒旗隊の勢  
 援に因る此後安南叛兵の費用の安南王チユゴツク  
 より之を支給して頻りに佛人に抵抗後にハンリヒ  
 エーといふ人としてカルクエの如く非命の死を遂げ  
 しめたるも即ち亦此の叛兵ありとぞ扱黒旗隊の首將  
 の安南政府お其費用と請求せんため兵士十四万四千  
 人ありと聲言すれど其實の八百人お過ぎぬ且其據る  
 所の壘砦の甚だ粗造にして破れ易く戦敗るれば山中  
 に奔竄するを常とす然ども今日の景状の往時と異  
 所あふんの安南政府の毎月黒旗隊に許多の米を給  
 與し其の給與物の直に之と首長れ手に渡し首長より  
 適當の方法を設け兵士に分與す又兵士一人に付一ケ

月金十五法づゝを扶助すると云へむ其の扶助金高の  
 一ケ年金十四万四千法あり而して此の金額の専ら  
 オカイ府ノ租税のよ取る今此黒旗隊の首長劉永福の  
 其年齢五十歳前後おして体格短小に其の性の頗る殘  
 酷にし且つ極めて標悍れ人ありといふ然れば黒旗  
 兵の元清國の制兵あつたさ色も沿革の久し此母至  
 りて自らの清國の分遣兵の如死形をあり安南に頼  
 て安南に屬せず黒旗隊の名とさへ稱へて彼れ暴慢を  
 逞まうするに至りしあるべしと成西人の記録に見へ  
 べし

これ黒旗軍悍猛にして屢々佛軍を窘しめければ安南北和  
 議のありたるにも拘へらず佛國の猶ほ干戈の憂ひを免か



れぞ然るに清國は邊疆乃防軍と稱へ頻る兵を境外に出  
 去動もそれは干をも接へんとするに勢ありて黒旗軍七  
 も後楯と得愈くそ北暴慢を逞まさせしこれあり又た事情  
 ありて私にお黒旗軍よ加えたる者あり知る可  
 ず斯る有様あれば佛國を愈く清國に舉動に目を着々相疑  
 ふの勢固に已むへるす積りてそれ結局遂に天津談  
 判とありきと天津談判とは何ぞ佛國全權大使フエルニエ  
 と清國全權大臣李鴻章とが同國天津に開死えこれ清佛紛  
 議處分の談判ありふれ時に當りて清國の朝廷は大臣左宗  
 棠を首とて戦ひを主張する朝臣乃多くる乃氣勢甚だ熾ん  
 ありければ兩國の談判も頗る困難ありける乃李鴻章と  
 天下乃人物なきをこれ戦ひの不利あるを知りて清國お株は

尊大と枉げ勉めて平和の結局を爲さんと望まければ佛國  
 全權大使フエルニエと議きて遂に和好に豫定條約を結ひ  
 巽きに佛國が安南を獨立國と認め互ひに取結びる其條  
 約とそとの儘にして置くこととあり又佛國と清國に對て  
 東京事件に關し償金を求めざる等の五ヶ條と約定し僅か  
 に兩國の和議は成りたり世にみれを天津談判また其の條  
 約を簡明條約といふ簡明條約の箇條即ち左に如し  
 茲に人心搖惑し事故紛紜あるに際し大清國大皇帝  
 大法民主國竊るに兩國彼此相安んず永く和好を敦  
 せんとして願ふ因て即ち簡明ある條款を議立し以て日  
 後再び詳細に條約を立るに張本と爲す  
 大清國全權大臣李鴻章 大法國全權大臣福祿比其全權と有



するものと示し且つ彼此較閱せし其要善あると見て  
 條款を議定して之を左に臚列す  
 第一款 中國南界の北圻安南の北境に連接するもの  
 と如何ある機會に遇ふに諭さく並に他人に侵犯する  
 むと有るあらは法國は均しく應に中國南界と保全  
 助護をへきを約明す  
 第二款 法國北提出せし明確ある証憑に因り最早法  
 國の中國南界と侵覬滋擾するを以て中國は  
 直に北圻に駐在せる所の兵士を召還せし中國境内に  
 入らめ并に法越間乃既定未定の各條約均しく置  
 死て理せざるを約明す  
 第三款 法國既に中國商議の意に感し并に李大臣が

かめて大局と顧る乃誠情を敬し中國に向く軍費賠償  
 を索めす中國亦宜しく許すに北圻に連接するは邊界  
 あり於て法越及び内地の貨物の出入賣買を自在にする  
 を以てすへし并に後日其使臣を遣はして詳細乃通商條  
 約を議定し格外に其稅率を輕減せ大に法越北商務を  
 益するを約明す(越南とは安南のこと)  
 第四款 法國と將來越南と議定せし又改定せる所の  
 條約の内に決て中國の威望体面と傷碍するの言辭  
 と挿入せざるものと約す并に將さる以前越南と與に  
 立る所の各條約の東京に關碍する者と盡くおれと廢  
 止せんとす  
 第五款 此約既に彼此の簽押を経ば兩國の即ち全權



大臣と派して三ヶ月乃後と限り悉く以上定むる所は各節を照し詳細に條款と會議せしむ可也  
 この豫定の條約に據れば清國は佛國が安南を獨立國と認めたるも承認したるあり又た北圻の境にて交易と自由にするとも承認したるあり又たねて清國よ北圻に出ま置きざる兵と直ちにこれと引揚くるおとも諾まざるあり清國の日とろ屬國くと器まなく言ひざる安南も今や已の分家と認めず大讓に讓りざる條約をあまぐよの和議を結ひしものと言ふへまされり曾て戰ひと主張する頑固一徹の朝臣乃如きり恚でみれを好死處置せよと言はんや彼の左宗棠を首めとして攘夷を唱ふる多くは朝臣筋々に之に不満と抱死或は李氏と賣國と言ひ或は中堂彈劾と言

ひろの議論騒然として止まを清廷乃混雜さるると知らるゝあれ斯る有様なりければ或は佛文乃條約書と譯ま誤ひるる廉あまと言ひ或はよの條約面に抹すべり文字を抹ま誤ねまと言ふ説もあま死兎に角大國と大國との間ま取結ひたる其條約斯る疎忽のある可死ふらねり鳥賊の黒墨明禁の白紙の斯る間に無益に論ありその兎も角もれ事とあし置き爰に二つの事變の起り更に一大紛議と不惹起しぬ噫みれ紛議よ今回の戦争よ取り實に其最後の近因にこそありなれ

第三回

西曆千八百八十四年我が明治十七年六月二十三日のことありける安南の北甯府に駐在せる佛國の兵三百の土兵五



百を率ゐて總勢八百人北甯より同國なる諒山鎮に趣くんと既に該地と發足凡そ二日程の處に至りけるに此に山の山中に於く圍らる數千の清兵にみそ出會ひたき見るも清兵はかねてよき待設けたる事にやあらん此の山中の路を塞がれては要害に野砲を備へ隊を分ち兵を配りて佛兵の過るを迎ひ撃ちしり佛兵はるれ兵僅かに八百人それさへ半の士人なりお乃大兵身圍み撃たれて何じのいよきに苦しまさらん應撃して戰敵合或は進之或は退死それ日も遂に撃ち暮らして翌日は二十四日となれりこの日最後の戦争に佛兵と苦戦と極め僅かに敵をば追ひ退りあか清兵の凡そ四千皆を西洋形の銃器を帯ひ殊更不意に戦ひあきは死傷も甚た少くらすふ乃日佛兵乃戰死せまもれ四十八負

傷六十五人の多死に及べし去る程に佛軍を直にるの由本營に報知本營よりの急報を以て事の趣を本國に傳ひ際ねて本國へ引揚ぐる筈なま東京の兵ともそのまゝ留まらまめし或の曰ふ所の戰爭と清國の兵よりに開死しに非ず同日佛軍清兵の營に到り天津條約の趣意に基に速かに同地を引揚ぐよと言ひ入れけれの清兵の本國より其れ命を受らず本國政府へ急報をあか防兵引揚ぐの命令を受くるまで暫く猶豫と興へよと言ひけるに佛軍大いに之と怒りてそれ命ふたて我の知る所ならそ永に猶豫と興ふる故あり今より退軍れ用意の問一時乃猶豫をば興ふべきに付るに問ふは引揚ぐよとく遂にこの戦ひを佛軍より求めたるかと其將た何れが是なるを知らんや閑記の休



題佛國政府のこの報と聞き大いに怒りて言ひたるは是れ  
 清國の不法の極あり天津豫定の條約に據きてるは約既に  
 調ひざる上の直ちに北圻に防兵を引揚ぐとあるに約に負  
 けてるの兵を留めしのみを剩さへ我が軍に對して突然不  
 法の戦争を仕掛け四十の兵士を殺すに至りては清國實に  
 和を好まざるあり是れ少時も打棄て難しと更に公使パテ  
 ノートルに命じて軍費償ひとて二千万法一億万弗の償金  
 を清國政府に要求に及びたる清國政府の斯くと聞きてあ  
 れも亦負けぬ氣なり否佛國の彼の條約に防兵引揚げ云々  
 とあるを見て直ち防兵を引揚げよと言えとまれ甚た不  
 當のまとなり天津に條約の假の約あり確定したるものに  
 は非らば和議の條約確定せざるお怎る兵士と引揚ぐるを

得ん然ると佛軍の我が兵營に迫り強めて不法の退軍を請  
 ひ事遂ひに此に至りしとや償金の談判受くるの理ありと  
 再び兩國の給議とばかり起しける此に於て佛國にては公使パ  
 テノートルもその全權を委ね又た清國の曾國荃を以て全  
 權大臣とあし更よ上海に償金談判とば開けける實に同年  
 七月下旬あり佛國公使パテノートル清國全權大臣曾國荃  
 の上海會して談判を開けけるが今再び再度の紛議なり兩  
 國ともよ和と嫌ふにあらねどその熟決歩しからず斷  
 へあんとして又續がり續がりては又た斷へあんとせ玉  
 帛變じて干戈とあるも固にこの一舉に在りまさは是き一  
 縷比命千鈞に重きを繫ぐが如くその危殆と言ふ許を無し  
 さるからに此の際に黙し難き同盟國なり若ある兩國和



議の破色く愈々戦ひを開くに至らば通商貿易の道忽ち塞  
 ぶと其の害實に鮮ふからずこれ謂ゆる近處迷惑傍觀！置  
 くとならずとく彼の實事仕の迷公使比如き差詰り兩國の  
 間に立入り先づ其比申裁と爲さんと試み尋で獨英兩公使  
 の如死る最後の申裁を試むる母至り死なれ實に清國政府  
 が兩國紛議の事情を陳べて各國公使に照會をさしるの理  
 否曲直の公論を問ひよるあり諸その清國政府が照會の  
 文の

去年十月 中本衙門(總理衙門)の越南の中國に屬する二  
 百余年に去て毎年兵を派し關を出て北折地方に於て  
 小賊を剿辨したる事及び中國の法國と和と失ふの意  
 なき事等と以て各國大臣に照會せし本年四月中法國

の福總兵の天津に來たり北洋大臣大學士李鴻章と簡  
 明條約五款を議定し李鴻章より具奏せり我皇帝の屬  
 國の故を以與國に好みを失ふと致すと欲せし遂に李  
 鴻章に命し全權大臣とあり法國福總兵と四月十七日  
 を以て彼此簽押しと據とあさめたり此の約の第五  
 款に兩國よと全權大臣を派し三月後に以上の各節に  
 照し詳細に條款を會議すへ云々と掲けたる此條款  
 約の本意の在る所を案照するに約内分界の通商及び  
 防軍の邊界の何處に引退くへく貨物の邊界の何處に  
 運移すへきの各節の彼此均く三月と竣ち條款と會議  
 去る後始め能く款を案して施行をへ是を以て中  
 國の海防越の各軍に命し暫く諒山保勝地一帶の原



地を守り前進することを得さらまぬ爾後陸續と去り  
 撤退を以て約内三月後乃期を誤るものとありしめたる  
 然るに閏五月初五六日等に於て兩度總督の電報を  
 得し法兵の初一日觀音橋粵軍の原駐する所に至り  
 聲言して曰く邊を巡り三日内に諒山を要と先づ砲  
 を放て我軍應撃し互に死傷あり等の語あり本衙門  
 正に託異の間に在り初六日法國謝署大臣の署に來り  
 面稱する様福總兵天津に於て李大臣と條約三款を續  
 定し廿日に諒山高平に防軍を撤回し四十日に保勝の  
 防軍を撤回することと限り法兵の此期限に依り往  
 て諒山を取り防軍の爲に攻撃せられたる云々と本衙  
 門の簡明條約を檢査するに五款の外別に續約あるな

し即ち李大臣に問合せしに福總兵の天津に在り去  
 るに臨み一時曾て此説あり然も并に未だ允許せずと  
 稱せし其他往來公文の憑となすべし死ものも無し是れ  
 法兵の諒山と取る未だ誤會と免れず福總督期限の言  
 ひ必ずしも法國の意ありて劍を挑むに非ざるべし  
 中國の和局を全するを以て重とす故に觀音橋の役に  
 我兵士の傷亡を三百余人あるも法國に向ひて償費  
 を求索せず并に先づ發砲とあしたる理由を詰問せざ  
 るあり嗣て法國の新任全權大臣巴の行て上海に至る  
 と聞て當さぬ欽派一日と尅して天津に趣死巴大臣の  
 前來を待ち約に照して條款を會議すべし照るに巴大  
 臣は未だ天津に來らず近おる射署大臣の照會に接せ



しに中國に請ひて兵を退け銀を賠償はんと請ひ並に  
 自から押款賠款と取るは語あり簡明條約第二款を案  
 ずるに北圻の各防營は即ち邊界に退回せざるべしと  
 と明記し現に己に諭旨と欽遵し中外に宣示せり第三  
 款にの法國の中國に向ひて賠償を索めざるを明記  
 せし今や諒山の事の本法國乃期限を誤會せざるに係れ  
 り然るに却て中國に向ひて賠償を索取す既に第三款  
 と顯然相背けり且つ未だ全球各國に此等無名は兵費  
 あるを聞かば中國既母各國と和好し永遠を期せり此  
 の無名の兵費を承認し公法に爲めお不直とせらるる  
 能はず各國も亦其久しく交るは中國を以て無名の兵  
 費を出そとを慶祝するは各國の願はざる所あらん中

國通商は各港の各國は商民幅濶せり中國均て保護  
 せへ去即ち各港法國の官民商教も亦一体保護の列に  
 在るも去償を索むるは故より法國遂に兵船を以て各  
 港を擾る以て貿易の阻滯財産乃損傷と致さる一切法  
 國は於て其の賠補に任すへ去絲毛も中國に係るものと  
 去去各國共お各處の商民を禁止去私よ自のら軍前一  
 切乃攻戰食用物件と取引をることを得せ去めず以て  
 公法と守ら去むへし因て特お其始末を略述去並母漢  
 文法文の條約照會及び電報信函等を印刷し各國に布  
 告して此事を聞知せ去む是非曲直各國自のら公論あ  
 る可し務めて希らくと垂照せらるるよ  
 然るお清國の尙ほ償金の掛合に乗らる五十万兩ならんお



の出まもまやが一億弗とい以ての外なを此の五十万も  
 償金あり無く戦死の遺族に恤み遣るなを摺つゝ揉んぶど  
 押合ふのみみおく上海の談判抄ごらさるれを佛國と早や  
 もどかしくやあまらんこゝに威嚇の手段を不施まらる抑  
 もみれを向とゐする同八月五日佛國は東洋艦隊「ウヰラ」  
 號の臺灣雞籠港を占めたること是れあまそもく此の雞  
 籠港といふの清國の管轄する台湾の北端北緯廿五度東經  
 百廿一度又位一同島淡水港は東北舟在と此より清國の砲  
 臺もあまて又た近傍より多くの石炭を出まゐの島にく  
 の開港場あるにぞ蓋ま佛國の償金の抵當心あねての兵威  
 と示さん策あて突然こまを占めさるある可ま實母もれ佛  
 國が威破の手段こそ其れ威嚇の功と奏せを却く談判破裂

れ本入といあまたき上海は談判決せざるに先だち佛軍妄  
 りに雞籠を占めたりとの報を聞たければ清廷今の大いに  
 怒りまれ愈々不法の處置なま佛國談判の最中に當り斯る  
 不法の處置あるのふの早や談判も是れまであるぞ爲す由  
 あまといふ情務あ猶ほ佛國も敢て屈せず互いに手強く張  
 合けま各各の中裁論もその功を見ず佛國公使おこれを  
 拒まき又た清廷の曾太臣を召還して上海の談判の全く破  
 れ佛國遂に戦ひを宣まることといありぬ實に八月二十  
 有三日あり此に於ての福州の戦ひ始まる

第四回

話頭姑く舊に復まこ此に佛國軍艦雞籠砲撃の實況を記  
 さんに雞籠港と前回既に記せし如くこれ清國は防要にあ



て爰に三座の砲台あり此港の右岸に在るものを第一號砲台と名之に大砲四門を備ふ港に入るものと數町にきて左岸の漁村小高き處にあるもの之と第二號砲台とあす充虜砲五門を備ふ又た進むこと數町にきて左の岸に一の砲台ありあれと第三號砲台とあす此母も大砲三門を備へず此の三號の砲台を過り一英里にきて税關あり税關の上を雞籠鎮へく石炭坑の第三號砲台比東方に在りどぞ扱も七月五日午前八時十五分のことありける豫てより同港お碇泊り居る佛國軍艦四艘を各く俄に手分とあす第一「ガリソチール」號を第二號砲台に「ブライース」號「リウヂン」號を第三號砲台に向たり配置既に整ふ發砲も及ばんを勢あるまふ台場と守る清將曹志忠の須破開戦と覺へたると號

令を下して用意を爲すに早や佛艦のその檣頭に紅旗を掲げて發砲と告り砲台の方へも紅旗を掲げ發砲の應答をさせばこの時晚し彼の時早き双方ともに砲發ありけり清軍の第二號砲台に在るものにて會て熟練の砲手やありん佛艦の射撃に劣らば一發として虚彈多くその第一發の「ガリソチール」號は船身噴水より二三尺の所を貫き第二第三發の砲倉を貫たしりさて第四彈を連發せんと既に藥を砲中母装置たるがこの時佛艦より發せし砲丸矢庭母來りて其の砲門に中り忽ちあきと粉碎あまければ何かの以て耐るへき居合ひす兵士十名許り打斃さきて即死せりあの有様に清兵の人波打つて崩れ立ち早や防戦の叶ぬずと狼狽廻つて臺場と去りけり第三號砲台を如何と見



るお此の尙得その發砲をあさゝるに先たち二艘の佛艦より劇なき砲撃を受け又た第一號砲台とても同様の有様ありけれの殆んとろれ防禦に苦乏と未嘗一發の砲丸とも發せそしと清兵の殘らす退軍あまたと斯り玄程に佛艦の猶は勝に乘して砲撃をあし清兵全く砲台と去るを見認め此に初めて發砲を止め水兵僅のに百三十人艦を下して砲台に上り第三砲台に我の旗を樹て喊呐を作して戰勝を示め玄ぬふの日清兵のの砲台を守れるもの大約壹万人と號しけるとそさて翌六日とありければ佛兵の早天よと隊を整ひ兵を警め軍器糧食と陸に移去四門の大知を皆に据へ彼の山上に營と結ひて猶やも内地に進入せんと隊伍乃部署をあそ折柄俄かに押寄せざるの一千の清兵なり初

め清將曹志忠の脆くも砲台を陥れられ數千の兵勇を以て僅に百餘の佛兵に敗るること如何にまとも不甲斐なく慚憤に堪へざるより砲台と距るまご數里の内地に駐まり兵と整ふ馬を飲ひ返撃て砲台と奪返さんと既に軍を進めたるが折柄來り會えたるの猛將劉銘傳なり劉銘傳の先年清國內地に長髮賊の亂ありし時大いに武名を著りたる勇將にえて今台湾の督辦事宜官とま雞籠より程遠からぬ淡水港に駐在せし即ち曹志忠の兵の如きも皆あこの劉氏乃部下に屬せし劉氏の淡水に在りてこの戰報を聞け時を移さずこの處に來會しけるに部將曹志忠の軍を進め既母開戦と見へければ願をみて一軍に諭しけるの我を最さに皇帝の命を奉じ長髮賊の亂を平げてより此に十餘



年常に休養して軍事に従はず此度又命を奉けよの地に來  
 れるが筋骨甚だ健あまて勞を覺へざれを十分國家に力を  
 盡そよ足るり汝ら宜しく千日兵を養ふ一日これを用也  
 るが爲なるといふ事を覺悟し各々奮て敵に向ふべし決  
 て退いて軍律を觸るゝ勿れと言ひも了らば士卒と督  
 且つ令えく曹志忠章高元の二人に佛兵の脊後より攻め  
 たため自己の前面より眞向に進撃して砲丸の面を掠め雨  
 の如く飛ひ來るに逢ふも毫も噪かざ大聲を發して士卒  
 を勵まえ汝ら決して恐るゝも勿れ人の自の抱丸に來  
 ると知れども抱丸の能く人の在處と知るも無し荷くも  
 忠義の心を存せし抱丸を自ら我と避くへえ進めくと勵  
 ます言葉に士卒の大いよ奮ひ起し先を争ひて進撃まき

の早や激戦とぞあまなる佛兵の彼の砲臺を始め税關山  
 上の三ヶ所舟屯を運く佛國の旗を列ね力を極めて砲戦  
 けるが時候く大雨あま路を濼ひ泥を流し山路の歩行甚  
 だ峻なるに佛兵は皆赤皮靴を穿き斯る山路を歩行し  
 進退殆どわが意に任せず殊更僅少の水兵と以て數千の陸  
 兵を受々するあれの衆寡敵せず戦ひ敗る臺台を棄て本  
 船に通れぬ清兵の逃るを追ひ佛兵の軍旗砲門等を奪ひ直  
 ちに進んで海岸に至りけるが海戦の一步と譲りぬ砲門の  
 真し砲手の熟れたり三艘の軍艦砲口を並べ絶へ間も無く  
 射撃しけきを今清軍も脱ふよ由なく少々退きくぞ山嶺  
 と守りけるよの戦ひに佛兵は死者一名負傷をせしもれ合  
 せて六名生擒らせし者一名あま軍器の四門の大砲を始め



旗章軍糧等若干品何れも清軍に奪はざりどを實に一時  
 比激戦ありなるの日も既に撃ち暮す一翌れば七日とあ  
 るるがふの日佛艦「ガリツチール」號の遠かに二發の空砲  
 を放ちられ橋頭に黃旗と掲げて船中に虎烈拉病ある旨と  
 報り暫くく又た白旗を掲げ休戦の意を示しけきハ清  
 軍もその意を領し戦ひのふれにて止みぬ程も無く佛軍の  
 同港に稅關長に托し清將劉銘傳に艦中へ來らんことを請  
 ひたれを稅關長の由劉氏に報じたるに劉氏の未だ上  
 輪あけきハ船中に行くこと能はず評議あらハ上陸して  
 當營に來たるとよと答へたるが佛將の遂ひに來たを猶得  
 ろれ評議の意を何事ぞと問ひたれば佛將の答へよハ兩國  
 未だ和を破らず然るよ今更此の舉に及びハ一事固に己む

と得ざるあり初め佛軍の思惑にてハ上海乃談判日に遷延  
 一和議甚だ挫らざれハ斯くなして砲台を占めあハ速かハ  
 和局を結ぶハ便宜ともならんどの意にて只砲臺を據る  
 目的ありしに圖らざりき事此に及べし今更ハ兵を收め  
 相約して開戦をなさず姑らく上海の談判如何を待つべし  
 との意ありしとぞ却つて説く劉銘傳の既に佛兵を追ひ退  
 けたりければ先づ海岸の防禦をなさず且つ一隊の軍ハ  
 命ぞ近傍の石炭坑に火を放けず三噸餘の石炭を必  
 看るく一時又焚死棄て去めずり或人大きにおれを怪し  
 何故ぞと問ひたれば劉氏笑つて答へるハ此の炭坑ハ  
 既に採掘餘りなく利を得るものと甚た少ふし然れとも  
 清廷ハ年々多くの經費を費し却つて佛人の垂涎を招けり



今日あれを廢せさきの何れの日かあきと廢する時わらん  
 且つ我れ頓て自ら之を本に還す時わら汝が決して心配せ  
 ろとて石炭の燃るを見つゝ談笑自若よりまの眞の儒將の  
 風ありとて人々大いに服しむるとぞ實おや亦と一夕の好  
 話といふへい

編者曰是れよと愈々福州開戦の實況に入るを以て  
 ろの戦況も極めく壯んにて實に兩強雄の争ひ一大  
 活劇と見得るに至る可けれと其は未嘗精確ある報知  
 を得す事頗ふる類似に涉たるもの多けれ此に姑く  
 筆を留め以て後報の到るを待つ但後報到着の上と  
 直ちにその出版に着手と迅速刊行となす手筈に付一  
 週間を出てをみて能く第二篇を發兌するふとと得へ

し看官あれを諒せられよ

因お日清佛兩國の兵力を知らんが爲め此に清國の  
 軍艦と及び佛國の東洋艦隊と記さんに清國の水師  
 のみれを四つに分ち第一を北洋水師と云第二を南  
 洋水師と云第三を福建水師とし第四を廣東水師とす  
 北洋水師の所管軍艦の鎮東鎮西鎮南鎮北鎮疆鎮海操  
 江威遠鐘離超男揚威水雷船飛虎湄雲泰安の十六艘に  
 えて鎮疆威遠の二艦の砲數各七門と備へ以下の諸艦  
 の五門よと三門に至り各差あり砲數合計五十五門と  
 そ其乗組人員の一艘に付三百七十二人を最多數と云  
 六十名を最寡數と云合計二千二百四十二人あり噸數  
 は一艘に付二千百五十噸と最多數と一三十噸を最寡



數どし合計七千四百三十八噸に之其製造材料の鎮  
 東號より鎮疆号に至るの六艘の何れも鉄製ありとす  
 南洋水師所管の軍艦の海安、馭遠、測海、威請、登瀛洲、請遠  
 澄慶、龍驤、虎威、飛霆、策電、鉄甲船、金歐、清風、掛星の十五艘  
 に之て海安馭遠の二艘の砲數各二十六門以下の十三  
 艘の八門より二門と乘載す其乘組人員の一艘に付三  
 百七十二名を最多數とて二十名を最寡數とて合計  
 二千百三十一人あり其噸數の一艘に付二千六百噸と  
 最多數とて二十噸と最寡數とて合計一万一千七百八  
 十噸とす靖遠号以下金歐號に至るの八艘の鐵製に  
 て其他の皆木製あり福建水師所管の軍艦の揚武、福星  
 振威、福勝、建勝、慈新、長勝、超武、萬年青、飛雲、清安、元凱、十

シンレ十三艘にして其砲數の一艘に付十一門ある  
 と最多數とて二門あると最寡數とし合計八十二門乗  
 組人員の一艘に付三百五十名を最多數とて一百名を  
 最寡數とて合計一千五百五十噸の一艘に付一千四百五十  
 噸より二百四十噸に至る迄各差ありて合計九千八百  
 九十一噸建勝號超武號の二艘の鐵木合製あれども其  
 他十一艘の木製ありとす廣東水師所管の軍艦の鎮瀾  
 安瀾、級請、靜波、廣安、澄波、緝西、執中、永保、海鏡、琛航、安濤、海  
 長、清永、安靖、海廣、靖靖、氣鎮、東惠、安鷹、梳橫、海鐘、清海、東  
 雄、瑞正、チイン、チン、ボリト、永濟、公濟、捷安、蓬洲、海宣、威  
 請、江羽、雲健、銳利、涉浚、風濟、川利、濟康、濟廣、濟翼、虎精、捷寬  
 濟裕、民化、善鎮、海橫、江神、機チエー、ヒン、チヨ、ワ、ント、ン、ヤ



エンジョエイ、リレンエイ、ハ五十三艘に於て其砲數を一  
 艘に付八門あると最多數と一門あると最寡數とを  
 合計百五十九門乗組人員の一艘に付百廿名を最多數  
 と三十名を最寡數と一合計千九百五十一名噸數ハ一  
 艘に付千三百九十一噸を最多數と之廿五噸を最寡數  
 と之合計八千四百六十八噸鐵船ハ海鏡號、琛航號の二  
 艘鐵不合製のものハ綏請、緝西、利涉比三艘にして其他  
 之皆木製ありとす此四水師所管は外に惠吉、恬吉、ホ  
 シン、ブツ一靖安、ホートウ、海東雲、エイチンシンの八艘  
 ありて其砲數合計三十五門乗組人員合計四百六名噸  
 數合計九百二十噸あり其他日耳曼のステイチン製造  
 所にて製造したる遠洋、鎮遠、外一艘及英國に於て製造

去たる砲艇十一艘あり總計大小の軍艦百十九艘あり  
 砲數四百余門乗組人員八千三百余名噸數三万八千五  
 百噸余にして内砲艇廿七艘甲鐵艦九艘小漁船十二艘  
 帆走船十五艘運送船七艘傳令船三艘其他ハ形質詳を  
 小北洋水師の軍艦中鎮東、鎮西、鎮南、鎮北、鎮邊、鎮疆、  
 六艘ハ英國乃製造に係るもこれに比し南洋水師ハ龍驤  
 等五艦を併せて皆堅牢ありと稱せ中に就て鎮東、鎮西  
 鎮南、鎮北の四艦ハアイムスツロング三十九噸砲一門  
 を備へて轉するに水壓力を用ふ其ハ他十二磅砲二門  
 蜂巢砲二門と備へ海兵ハ昔レミニントン銃と携帶を鎮  
 疆號を三十五噸後裝砲一門十三磅アイムスツロング  
 砲二門蜂巢砲二門ノルデマンツェル砲二門を備ふ揚武



艦の同治十一年福州の製造に係る者母て十一噸砲一門、ワールセル五十六磅後装砲八門、ホーウウィツル二十八磅砲二門を備ふ。福星艦の同治九年福州に製造す。七磅砲一門、五十六磅後装砲四門を備ふ。福州艦の光緒元年英國の製造に係るものにて、之と甲鉄艦第一號とふを、アームストロング三十八磅砲一門、ワールセル四百磅砲一門を備ふ。其他鎮海より、リオンエイに至る諸軍艦の同治六年後英國上海福州廣東香港諸製造所、製造に係るものにて、艦内備ふる所の砲煩の甚く、巨大あらざれども、概シテ「砲」アームストロング「砲蜂巢」艘は種類を備ふと云ふ。又佛國の支那艦隊の支那海に在るもの

ウ井クドリユース號(甲鉄艦)	砲數八門
バヤール號	同四門
アタラントテ號	同十二門
リオムフハンテ號(同)	同八門
リウオン號(砲艦)	同四門
リオン號	同同門
ウ井ーベル號	同同門
フハンフハヤ號	同二門
レオパー號	同二門
ソルツウイス號	同二門
ウチウー號(巡邏艦)	同十五門
ケルセーソ號	同六門







明治十七年八月廿日御届  
 明治十七年九月十日出版

定價拾五錢

編輯兼出版人

滋賀縣平民 福島幾太郎

大坂府南區末吉橋通  
 三丁目十五番地寄留

大坂心齋橋北詰十五番

發兌所

稗史



大	東京	日本橋	通三丁目	丸屋	鉄次郎
賣	同	横山	三丁目	辻	彌屋
捌	同	南木	傳馬	萬字	堂
所	同	京都	寺田	巖	陽
	大坂	備後	町御池	馬	支
			四丁目	島	店

右之外三府諸縣各書林ニ差出シ置候間最寄ニテ御購求希上候

# 有限減價發賣廣告

## 增補 現行規則 五獨案內書

○西洋綴頗美本全一册  
 ○紙數壹千五百拾一  
 ○定價壹圓三拾錢  
 ○府外郵稅廿四錢

御注文は際ハ郵  
 便切手代用を諾  
 す尤信書中へ堅  
 く封込み御送  
 りてよろし

抑此書ハ豫而石江湖諸官ノ大贊成ヲ得タル完全  
 無比ノ法律書ニシテ即チ日本帝國政府制定發布  
 セラレシ百般ノ法律即チ明治元年ヨリ同十七年  
 六月商標條例改正ニ至ルマテ凡十六ヶ年半ノ煩  
 布ニ係ハル條例○規則○訴訟○戸籍○願届五法  
 則ヲ部門ヲ割チ類聚編纂セシモノナリ今之ガ編  
 例種目ヲ示ス左ノ如シ

**條例門** ○郵便 ○電信 ○出版罰則 ○新聞 ○集會 ○寫真 ○褒章 ○教育 ○徵兵 ○古物商  
 取締 ○官吏恩給令 ○官吏非職 ○地租 ○質屋 ○商標

**規則門** ○府縣會 ○區町村會 ○府縣農商工諮問會 ○地方稅 ○請願 ○鐵道 ○鐵道犯罪  
 ○証券印稅 ○船稅 ○回漕貨物取扱 ○船各開港場出入 ○危害品積込 ○不關港場 ○難船  
 救助心得 ○日本抗法 ○賣藥 ○藥品取扱 ○賣茶印紙 ○煙草 ○酒造 ○醬麴營業稅 ○石油  
 取締 ○車稅 ○銃砲取締 ○度量衡改正 ○牛馬賣買取締 ○鳥獸獵 ○利息製限法 ○遺失物



○土地賣買讓渡○土地分割取扱○地所質入書入○地券証印稅○隱田切開切添地等處分○脱稅ノ爲ノ土地ヲ欺隱スル者處分○建物書入質○建物賣買讓渡○富籤處分○傳染病豫防○行旅死亡人取扱○外國人遊步期程○賭博犯處分○印紙類賣捌

**訴訟門** ○治安裁判所及始審裁判所權限○控訟裁判所權限○大審院權限○裁判所取締○勸解手續○始審手續○控訴上告手續○出訴期限○負債者失踪後ノ訴訟○裁判執行○身代限○訴答文例○訴訟入費償却○代官人○代人証人心得○証人ト爲ルヲ得サル者○公判ノ証人○鑑定人心得○鑑定人ト爲ルヲ得サル者○公判鑑定人○告訴及告發○私訴○裁判所招呼ニ對シテ不參スル者處分方○法律規則中罰例ニ係ル者處分方○監獄則○各裁判所位置及管轄區畫表○証券印紙貼用心得方便覽表○紙用紙方心得便覽表○出訴期限心得便覽表○裁判管轄出訴心得便覽表

**戶籍門** ○戶籍法○任官平民ノ家族取扱方○華士族家督願中病氣死亡届出方○華士族平民婚姻及養子取組○華士族ノ子弟厄介分家等民籍編入○僧尼族籍編入及取扱方○脱籍無産ノ者復籍取扱方○復籍人遞送手續○脱籍無産ノ徒懲役期限使役○復籍人及旅行倒死變死人ノ諸入費並遺物處分方○逃亡人及失踪人届出方○結縁離縁結婚離婚ノ効○外國人ト結婚○五等親ノ圖○子女アルノ寡婦人婚相續及實子女アルモ他ヨリ養子女○棄子養育○合家禁止○男女ノ戶主其家名ヲ廢シ他ニ入夫或ハ養子女又ハ實家ニ復籍○人身賣買書入禁止及奉公人雇期限○私生ノ子○外國人居留地外住居○服忌令○葬儀○兵役ヲ竟ヘサル者ノ分家

**願届門** ○送籍○寄留送籍○縁組○養子○跡式○隱居家督○人力車檢印○荷車檢印

○免稅車牌印○改名○地券書換○官地拜借○小學校入學○小學校生徒退校○師範學校入學○教員試驗○版權○病氣療養他行○父母病氣侍養○銃獵○物品寄附○飲用水檢査洗湯營業○牛乳○賣藥請賣○賣藥行商○途中行倒檢視○奇持者當與○廢嫡○勸解○訴訟願下○臨時寄席○出產○病氣ノ死去○頓死○變死○轉宅○寄留同居人○止宿人○旅行○家出○歸宅○離婚○雇人○外國人雇○遺失○紛失○拾得物○盜難○改印○改肉○生徒休學○學校建築落成○學校臨時休業○出版○納木○徵兵並齡○國民軍年齡○逃亡人○逃亡人歸宅○旅人宿創業○白米小賣創業○諸職丁創業○諸營業廢業○例祭○三大節賀表○賞與請書○拜命請書○府縣會議員當撰請書○兵役志願々書○空體書○養子約定爲取換之証○甲子預リ之証○養女約定爲取換之証○筆生採甲伺○幼稚園設置

以上記載ノ種目ハ其概略ヲシテ猶數十種雜則并ニ諸便覽表等ヲ蒐輯シ官民ノ切要ニ勉實ニ日本人民ニ其法律規則ヲ命スル所ノ針路ヲ分明ニ案内スルコト磁石ノ北方ヲ示スガ如キ重寶ノ法律書ナレハ當路諸官ハ素ヨリ農工商各家庶民必讀必携須更モ欠ク可カラサルノ良書也曩ニ初版再版ニテ五千部賣尽シ今又三版製本出來相成候ニ付本日ヨリ部數二百部ヲ限リ壹冊金**八十錢**ノ減價ニテ發賣致候間此際賣切レ不相成内ニ一本ヲ購讀セラレハ至要ノ珍合ニ歸ムモ過ナキニ庶幾ラン

但シ三版ハ賣切レ係其他ニ差急キ候出版物ニ取掛リ居リ再ヒ印刷不致候間其御積リニテ至急御購求可有之此旨爲念申告候也

發賣所 大坂心齋橋北詰 駁々堂書店



柳餘亭花著述  
一龍齋國松表書  
勤王の園の常夏

美本全一冊  
定價卅五錢  
府外郵稅十錢

右の花彦子の著述して此花新聞紙上に御評の續評を一冊讀切の美本に仕立夫畫並に挿畫其國松子が緻密なる筆を振るる至極面白小冊なれば續く御注文の早奉候

春宵  
新街夜作樂

全書冊讀切 定價三拾錢  
郵稅 六錢

此情史の宇田川半痴先生のサヤ子佳人の赤繩奇縁を寫せし者也古婦の貞操俠夫は俠游亦自々勸懲に益ありとせば行文流麗脚色面白さ一の診書なり世の才子佳人請愛玩あふんと

宇田川文海校正旭亭芳翠表書  
實錄小芝廼山風

一冊讀切○定價三十八錢  
○全圖郵送料十錢

此書の客年來朝日新聞紙上に掲載して江湖の御高評を得たる續物語にて勸善懲惡を示したる極面白美本あり

發賣所

大坂心齋橋  
北詰北へ入

稗史館

福島幾太郎編輯

清佛戰爭實記

第二編

大阪

稗史館出版



柳 齋 亭 花 著 述  
勤 王 齋 國 松 著 述  
餘 園 の 常 夏

美本全一册  
定價卅五錢  
府外郵稅十錢

右の花彦子の著述として此花新聞紙上に御評の續評を一册讀切の美本に仕立て並に挿書其國松子が緻密なる筆を振るまわると極面白く小冊なれば續く御注文の早急候  
春宵 新街夜作樂  
閑話

全書册讀切 定價三拾錢  
郵稅 六錢

此情史ハ宇田川半庵先生のヤサ子佳人の赤繩奇縁を寫せし者也貞婦の貞徳侯夫は俠游亦自少習懲に益ありとせし行又流離脚色面白き一の診書なり世の才子佳人請愛玩あふんと

宇田川文海校正旭京芳翠表書  
實錄小芝廼山風

一册讀切○定價三十八錢  
○全圖郵送料十錢

此書の客年來朝日新聞紙上に掲載して江湖の御高評を得たる續物語にて勸善懲惡を示したる極面白き美本なり

發賣所 大坂心齋橋 北詰北へ入 稗史館

福島幾太郎編輯

清佛戰爭實記

第二編

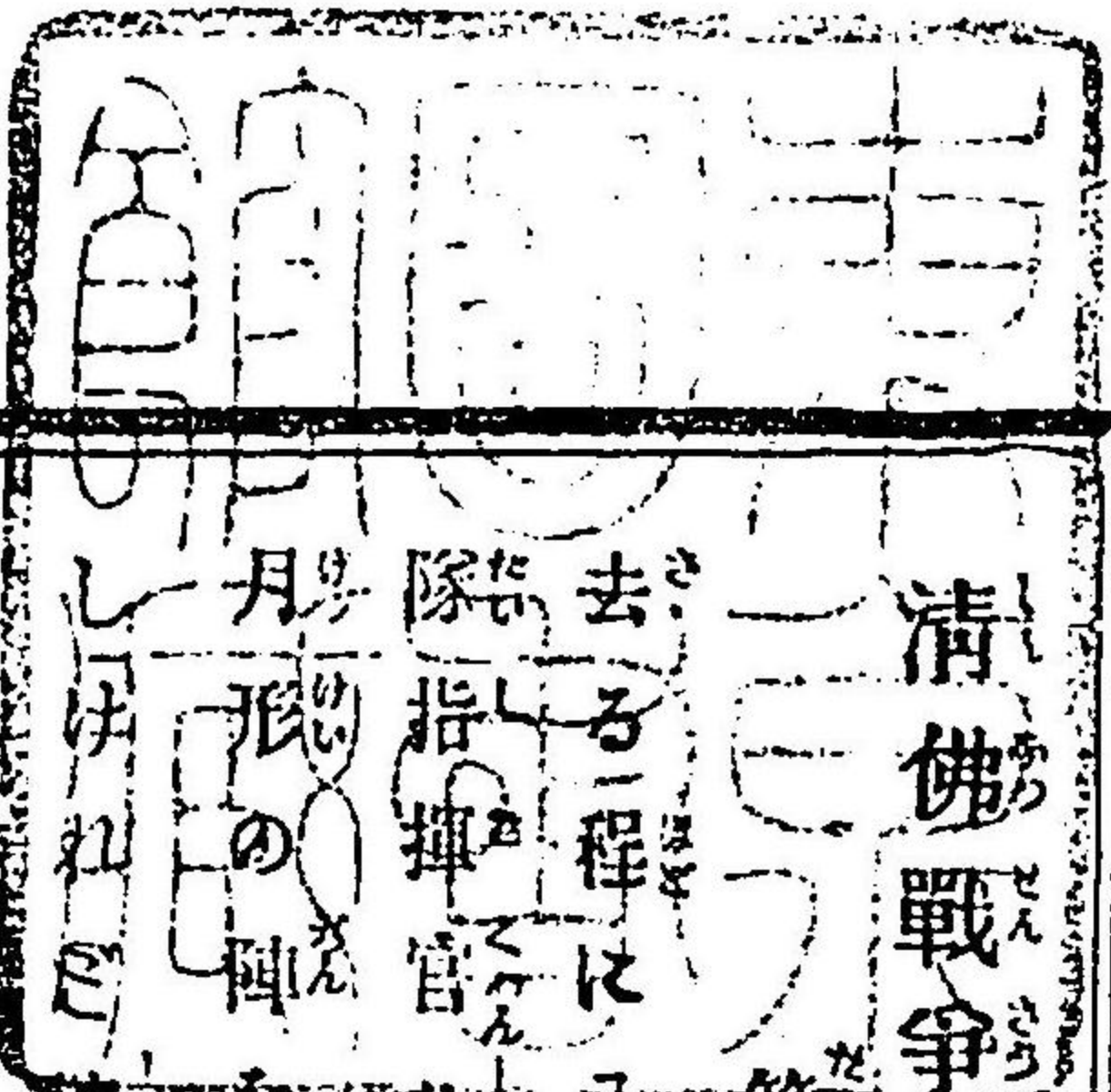
大阪

稗史館出版



清佛戦争實記第二編

第五回



去る程に八月廿三日午後一時頃のと、かよ佛國の東洋艦  
 隊指揮官クルールベール軍艦七艘を率ゐて福州の河岸に半  
 月形の陣をとり俄に紅旗を橋頭に掲げて頻りに戦いと促  
 しつけられた清國の軍艦の更にこれに應せざりければ今何  
 をか猶豫に及ばん卒撃てと號令の下に七艘の軍艦の一度  
 にドツと撃ち出した此の日福州に碇泊れる清艦の軍艦  
 揚武號を首めとして兵船太約廿二艘砲艦合せて三十艘ろ  
 の艦隊の多かりければ何れも巨大の軍艦ならず力ど頼む  
 の本艦なる揚武號只だ一艘なりければ不意と撃たれて狼  
 狽なし遁か去る船も少なからず或の船と貫かれ或の艦を







碎かれて氷に沈むも少からず遂に本艦揚武號さへ彈丸の爲に火の起り宥るく海中に焼け沈み海戦大いに敗走しければ佛軍の勝つに乘り翌廿四日羅星塔の砲台造船所等盡くこれを破却し難なく此をば乘取りたりこの日清艦の沈没せしもの揚武號を首めとして大約八艘又た佛艦の打ち沈めらるゝもの兵船僅かに二艘ありしと

そもくこの福州といふの清國の都北京と距ると大約六千百三十餘里(清國の里程)我が六町餘を以て一里とぞにして臺灣の對岸ある福建省に在りこの海岸に注ぐ閩江の河口より溯得ると百里にして福州府の省城に達すこの府の西曆千八百四十二年即ち道光廿二年英國との條約おたぐ始めく貿易場とあり福建浙

江總督(今乃總督)の何環あり(駐在する所に去て居留外國人も頗る多々支那南部に要衝あれば清廷よては是より先清佛乃關係漸く困難あるを見て翰林院侍講學士張佩綸を以て會辦福建海防事宜と爲之を福州にお遣えて専ら海防の事を司らるゝと而して張氏れ赴任後清佛に談判將又破裂せんとするれば兆を現したれば張氏の曾て築く所は砲臺を巡閱し且何新に其砲臺を増築し金牌關の砲臺二座の既に其功を竣りて大砲を備へ佛軍に侵撃に用意せり又諸省に兵勇を此に召集去廣西雲南兩省より各二千人を募り土兵を合せて既に七千人に達去れば六十八づゝを以て一營とあ之を南台にお集めく府民の騷擾を鎮せしめ萬壽橋



には兵二百と屯て土匪此機に乗じて槍棒をると防  
さ各國領事館及び關稅館其他五箇處の居留地母は各  
兵と置て之と守る居留地に一箇所毎に七十人を  
派し之と保護するを爲せり張氏の部署計畫右の  
如くあれバ府民中に日々種々の風説あり人心穩  
あらず殊に居留外國人の皆兵火の難に罹るを恐れ  
或る香港に遷り或る厦門に避る皆負擔去て立つの勢  
あり福州碇泊の英國軍艦の士官二名兵卒四十名と上  
陸せしめて同國人の居留地を保護したるを猶  
得地勢乃精まきとの地圖に就ておまると知りたまへ  
のし

是より先上海駐在の佛國公使パテノートルの清國全權大

臣會國筮と此間に開きたる償金此談判前回にも記せし如  
く兎角遷延去て排らざれば心私に以爲く現くて  
の口舌れ争ひも路幾んと絶ぬ及の本國政府に請ひて事  
を干戈に決せんにと乃ち電報を發去て兵と請ふと四回  
に及び去が皆許されず佛國政府の電報と以て應へて曰  
く清國の民間戰意あるや又た曰く成るべく前授の策を用  
あつ事の辦便と謀れ妄りに急激此舉行及以後乃悔を取  
る可からず軍艦の水兵の決して上陸せまむるなと又さそ  
れ最後の電報に曰く最早談判を中止せよ公使パテノ  
ルのこの最後れ電報を得るや直ちに水師提督クールベ  
に報して曰く戒心あれと尋いで彼乃鷄籠砲擊の事に續ひ  
て北京駐在の代理公使セマレ一清國政府母族券を請ひこ



の券の和議破きし後敵國の公使が敵國の軍中を無事に通  
行する爲め受くる所のものあり既に北京に公使館を引揚  
ぐたりと報と聞くや提督クルーベール以爲らく公使北京  
を去り天津に至らむ李鴻章等又た追ふて天津に至り同地  
に於て第三回の和議談判を開き事大いに遷延するに至る  
も計られぬ因て若し今先づ福州を略取し以て姑ら  
く此の地に據らんにと遂ひに意を決して廿三日の事に  
及びたりされば佛軍のこの事及び豫一め福州砲泊  
の清國兵艦に報トて曰く兩國乃事不幸にして其乃和破  
さし就きて我軍艦の廿四日午前八時を期し砲撃を始  
むべしと然るに如何ある都合やありけんその期に先だつ  
幾んど一日即ち廿三日午前八時を以つて砲撃を始めざる

にぞ戦法に據り豫て數回紅旗の掲げざるにもせず清軍の  
怡も不意と撃たれし有様にて水兵の狼狽大方あらず遂ひ  
お意外の大敗を取るに至りしといふ  
却説戦争既お數時あしく清國の軍艦揚武號既に沈み他は  
清艦も或の沈み或の逃走どて行く處を知らず戦ひ方さに  
耐あして佛艦は砲撃を稍々浦らきたる頃清兵の閩江の上  
流より石油或ひ硫酸黄あんど種々の燃質物と積み載せり  
の橋頭母導火線を粧けたる數艘の小船を退潮に乗じて放  
てし是をあん彼の赤壁燒撃の故智を學び佛國の軍艦と燒  
き毀たんだ第策と知られたり然るにこの火船の流るゝに從  
つて漸く火を發し炎々として波と焦せど風猛からず船少  
なれば潮に引られて漂ふのみ少くも敵ある佛艦をバ燒せ



却つて清艦一艘と燒きたりこの有様お豫てより此に泊れ  
る外國の漁船の何れも錨を擧げて運動と始めけるにぞ河  
上の混雜の大方おささり！が何きも火船の爲お害を受け  
たるもの無く波の間おく漂ひ流れて遂ひろのまゝと燒  
け沈みいゝと淺間くも見へたりけるとぞ  
さて又た清國の軍兵の中に此の戦ひは苦戦をふせし  
即ち揚武號乗組の士官にして頗る武勇の名聲を轟ろか  
したとこの士官の合せて五名何れも福州の兵學校母て練  
習をかり中母の米國母て留學したるもれもあま其の一名  
とユン・ヤンと曰ひろの一名をユー・フーといふワンカイ  
リユンと曰ひチン・チエン・ユウと曰ひ又た一名をウー・キツ  
アといふ文字詳かおさす五名何れも揚武號母在りて始

終大砲を發射し居たりけるが程おく同艦の彈丸の爲め母  
火の着き早や危急と見へるよと他れ士官の慌惶ひく概  
ね水母投し近岸へと泳ぎ去りしがと五名の自若と踏み止  
まりて少しも已か持場と離れず只た死あるを知りて生を  
知らずと呼ひ交いつつ防戦とたゞ兎角する程と艦長チヤ  
ン某早や消防の叫びさるよと告げ一と先づ艦を去るべ  
しとありければ五名の士官も涙を揮てそれ防戦の甲斐あ  
かりしと痛まつつ今んとて水母投し各々近岸と遁げ落ち  
けるの實は花々しき働らきありとて見る人聞く人嘆賞し  
ける佛軍の提督クルベールと共に軍艦ホルタに在りま  
水先紫内のトーマスといふ人砲丸の爲めに微塵にせられ  
危くクルベールさへ其の彈丸に斃されんとまけるより一



時人の誤を傳へて提督クルベールの戦歿せりあと言ひけるも全く此の士官等が奮戦せし時の砲丸なりけると云ふこれ日兩軍の死傷の諸説區々にまてその真なりと知るに由あけきと先づ清軍は死者に就きて謂ひんに清國は新聞字林癡報に合せて三千人とあり又た上海申報に二千人ありとありそ乃何れか實あると知らば佛兵の死者の合せて七人負傷大約十四人といふあり又た一説に死者三人にまて内一人の英國人負傷凡そ七人なりと言へども未だ確ある説とば得ずそ亦後にや知る由あらん

第六回

福州の警報一歩ひ達せしを清國政府の倍く憤りし今これまるとありと意を決して俄に各道に令と下し兵を募

り武と備ひまめ或の黒旗兵將劉永福を安南に総督とあま或の台湾督辦劉銘傳の軍功と賞ま或ひの大臣左宗棠を去て天津母軍だちせまめ勢と張り威を盛んにして防戦乃用意劇だ急なま此に於て内外人民恟々として大いに懼れ厦門上海各港と始めとして何れも貿易の通路塞り宛ら戦争乃街に在る如く人々安死心も無りなるされは各國政府に於て豫めみの變あらんと懼きかかねて支那海へ派遣し置死する本國は軍艦と集めて自國の人民と保護し實に我が國政府れ如きも松村海軍少將をして扶桑天城の兩軍艦と率る先各中立國に協同艦隊中に入らまめ尋んで金剛清輝磐城等比軍艦を上海に送り我が國人民は保護に當てらるるに至れりとも此の中立國の人民保護と



いふとい斯く多くの艦隊を要するものならず西洋各國文明の邦々お在りての政府も人民も能く道理を知り縦令一國と一國との間に戦ひと開くとあるもその敵國乃兵隊の外曾て中立國人民等と殺傷すると無し故に時お由りて中立國の他の交戦國即ち戦ひを開ける一國に請ひてこれ中立國人民の保護を頼ま交戦國政府に於ても其は頼と承知を懇ろお之を保護せるとさへお望まれれば文明國と文明國との戦ひに於ての中立國の態は自國に兵隊を送り殊に清國乃如き未開國に在ての憐れむべき此れ事叶はず何とされば未開國に人民の道理に疎く且何猜疑の心深くして苟くも外國と戦ひを開くに至ればろれ敵國よあつづ

る外國人と雖ども共にみれを嫉むは情熾んに現に今回の清佛事件に關し福州の英國領事が清人の爲めに劫掠され又フアツツハンの耶蘇教會堂の清人の爲めにうち毀たせざる如きことを免かれればあり故に交戦國に在ても中立國人民を保護するは力なく亦た中立國にあまぐもろの保護を請ふことを爲さず各自自國よまろの軍隊を送りて適宜にこれを保護せざるを得ざるなり豈に餘計ある厄介からずや或人曰く此れ清佛開戦に付ての清國人の佛人を惡むの眼を以て他の外國人とも同一に視る一英國人まき獨乙人ままろの區別を立てず無闇におれに亂暴と加ふるも知る可らず就きての各國の協同艦隊のあれど斯る折よの多死を厭はざるを望み今日本に二十餘の軍艦あ



と差當り内國に必用もなれ折柄なき中數艘と支那海に  
 送り各國の艦隊よ力を合はせ十分居留の各國人と保護を  
 るからば我が日本國の國光も輝やき又各國の好意をも  
 得て大いに彼我の交際を密にさるに至らん政府の意の何  
 れにあるにやと某或の理の説あり  
 閑話の休題と本開戦と定まれば有繋優柔の清國人民  
 も再度のお灸に目を醒されて俄か母斥佛撥夷を唱へ義  
 金と募り勇兵を集むるも慷慨扼腕の徒も少ありか現  
 に天津近傍に在りての一片の無名激文を發せ嗚乎汝清國  
 人民よ汝の實に清國人民あり今敵國我が國と戦はん  
 そ今日敢て滿漢の別を以て私意を挾むことふく來つて共  
 に敵國お當れ若しそれ滿漢乃別を論せんとせば捷を奏せ

て後その別と定めよ來て我が清國人民來つて敵國の蹂躪  
 を防げと唱へ大いお人心と喚起せしものあまきとされ彼  
 の清國が滿洲人種と漢人種の間合はず常に内亂の萌ある  
 を恐れとあるへし  
 此も又た清國人民が愛國の情お於ていと憐むへた一りの  
 記あり曾て我が國某貴顯に洋食厨丁としつ一個の清國人  
 を雇ひ置れまが頃その料理する所の食物皆な味を失ひ  
 更母口母道にざるに予貴顯大さお不快お思ひれ一日件乃  
 厨丁を召し痛くこれを呵責せざるに厨丁の涙を流し  
 て仰せ如何にも畏くにお僕敢て職務と怠たらんとよ  
 あらねと頃る時承の色を本國に於て佛國と戦争を開け  
 僕が郷里ふる福州の既なるの兵燹に冠せんと聞く扱ひ我



が家の如何にせしや母の無事か妻の如何若まの戦争の  
 爲めに怪我あど無さかど彼此を思ひ出れば心も實母心を  
 らず何とかかえて一目歸國一老母病妻の様子も知度かね  
 ての護郷の兵團にあど加はり我が家國にこの災を興ふる  
 伊人と禦ぐれ大義を報せんと苦慮すれども斯る身にてそ  
 れも叶はず煩問の餘理法と失ひこの御呵りを受くる  
 るに至れど何卒僕が衷情と察まの不調法恕し玉へと嘆  
 く又貴顯も初めてその仔細を知り坐るに不便乃情を起さ  
 ざる様尤あることあり斯き知らねむ叱責せよを必す  
 無情の人と怨むな今日暇を取らざる程身故郷に歸りて情  
 誠と遂げよとて旅費二百圓を興へられければ騎丁の不思  
 議の思ひとあえて幾度の思と拜志消と共に別れを告ぐ

その日本國へ向け出發まるとふん實に戦亂の世の有様  
 にずありなり  
 さく又此に安南ある黒旗兵劉永福その他同國政府は官吏  
 の中にも豫ねて佛國に怨みを抱ゆる斥佛黨人々清國  
 既に意を決まといよ佛國と戦ひて開死劉永福を總督に任  
 えて猶得同國へ向々軍隊を出し佛國に駐在兵と討ち掃ふ  
 との沙汰と聞ければ須破回復乃時牙れりとして密に國  
 王と毒殺あま討佛乃企を爲さんと云たるに佛國は駐  
 在官の大いに驚死急に暴舉の虞を警め彼れ斥佛黨とバ  
 それくの處置に行ひ尙ほ安南政府に干渉を去て新たに  
 前王の弟ハム＝一と言ひると位に即しめ愈々同國の内亂  
 と警めけるとぞ今ま外國新聞の報する所に據りて佛國の



駐在官が交趾支那(佛國に領地)の知事に報しける申告書と見ゆる、母

千八百八十四年八月十七日順化府に於て我が兵士の二日間我々の在留する地を占守れり我が兵士の安南新王を指名するに付我々の同意と望みよるに付我々のみれと諸せし是に於て新王指名の爲めに小會を開きろの指名に着手せし依て我々の我々の意見を陳べ之に忠告と與へ且つその即位乃大禮を助けたるを我が護衛兵の常に護衛とあり又さるは一部に我が宮門に護衛せし我々の中央乃門より入る宮中に於て即位は詞を陳べ且つそれ祝詞を陳べたり我々の右即位の詞に於て王の我々の保護の下にその政を行ひ

る旨と反覆陳述せし國中平穩なり新王の名ハム  
コトヤモ

安南の前編にも説けるが如く佛國の事ありてよる以來常に佛人の干渉を免かれす又た國內の斥佛黨乃爲めに内亂の兆々常に絶ゆると無く現母前王さへ毒殺お遭ふに至り聞くまれば前王の前ある王もまた同様ある毒殺に遭ひ去きたるものありとか疲弊せる弱國の有様誠に想ひやるべし

第七回

さても兩國乃關係既に破裂を互いにその争ひを于戈に訴たふるに至りしは各國は議論の漸くみの事に及べし今まその世論の各新聞お現われざるものに就たるの重立ち



たる一二を舉ぐんに英國倫敦のタイムズ新聞の曰く若き  
 佛蘭西にして七八ヶ月以前に支那と侵撃をたらんに諸  
 外國の之を辨護し之と同感の情を發せざるべし然れども  
 今や支那の優柔不斷の措置の後遂に去五月季津章とツイ  
 ルニエとの取結びざる條約と以て豫て佛國より提出せ  
 る要求の條々に道德上及法津上の確定と與へざり左れば  
 凡そ文明國なる者の條約の文面に違背せる所爲支那を指  
 そあらん(の)決あて之も是認する事能ひを假令佛國の腕力  
 を用ゐて以て支那とあぐ其承諾せし義務と實行せしめん  
 とするも歐州各國異口同音に佛國と以て直者なりと爲す  
 此外なるべし云々と又東京駐在の清兵を引揚ぐ可き期  
 日の事に就て別お異論の有るとを告ぐるや否や分明を

ら若き之を告げせとせまば支那の行爲を大に信義と失  
 するも乃と謂ひざる可りらと又假令之を告ぐたるとする  
 も其の佛兵を攻撃せざる(諒)の事を謂ふあり(の)廻護此理  
 由お乏しあるべし何とあまば該條約面も右引揚の事に  
 關法只直ちに引揚ぐ々とあまくと此外更に制限の約束等  
 無ければなり兩國全權公使が此條約を基本とて本條  
 約に談判を開くの三ヶ月の後に在り而て其談判の夫よ  
 り何十日は日子を要するや未だ知る可らず左れば支那  
 にして前に直ちに引揚ぐ云々と明言せあが後更身其引  
 揚の本條約議定乃上よく之と行ふべ死なると言ふも豈佛  
 國之を承引するの理あらんや云々と又「ボールモールガゼ  
 ット」聖セームスガゼットの兩新聞の共に英國乃新聞あり



内國は事に就ての常に意見を異にせしむるも今東洋に對  
 する佛蘭西の舉動に就ての畧ぼ説を同考らせしボルモ  
 ール新聞に若し佛蘭西共和國にして現今のおどは輕  
 冒険の進路を取つて止まざれば恐らく世界の開明國を  
 しく反対比念を生ぜしむるに至るべし又聖せいムス新  
 聞は天津條約乃後に起りたる手續は比込入りたるも  
 も述べ次に其新聞乃讀者に注意を與へて証據あくま清  
 國と詐偽者ありと評する人乃説ま欺あると勿れと言ひ  
 且つ説を爲して曰く以前に於て支那政府があまざる舉  
 動に對し如何なる説あるも今回佛國政府乃舉動する信義  
 を破りたるに相違あり佛國が清國を課せんとする科料の  
 其理由あきもれにまぐ且つ惡意より出でざるものあり加

之ならむ世界は開明諸國の日々佛國は舉動を以て惡意よ  
 り出でたるものありとの説に左祖せんとせしむる云々と言ひ  
 りるの看る所を異にせるに因りてそれ言ふ所も亦さ隨つ  
 く異あり然れどもこの兩國の關係の決裂するに至りて事  
 勢を察しそれ曲直は何れに在るやと知らんとせんには看  
 官宜く清國政府の官吏及び佛國公使等の言ふ所れとを照  
 玄以て能くろの証據と明らかにならず依つて此  
 に先づ清國總理衙門が當初各國公使に送て以て佛國は  
 所業と非斥したるの文を掲げ聊か看官は参考に供へんと  
 す

公使諸公我々の前日我國と佛國とを問ふ起りたる紛  
 糾お關しと諸公に一書を呈し並に此事に關する往復



の文書電報等とも貴覽より供し、五月廿七日(七月十九日)我々の書を米國公使閣下に送り、先年天津にて米國と我國との間締結したる約條中の特別條款に依り、米國の若し他の國々の我清國に對して不信不正の所爲ある時、其間母立入り我國の体面を損せざるやうに我國を去て其國々々平和と保身せむる事、盡力せば、義務を負へる旨を述べ、公使閣下より請ふ、米國大統領に今回我國と佛國との間に立ち、兩國の媾和に盡力せん事を求むる旨を以てせし、因て米國公使閣下、直に其旨を本國大統領へ申通せらるゝより、大統領の返書には、佛國に於て清國の條約を破りたるものあり、固より被害者たる佛國より之に向ひ、く償

金と要求し、又の其他の懲罰を加ふるを辭せると能はずと主張する旨と述べ、大總統領も佛國の申分至當なりと云、若し果して清國に於て條約を破りたる証據あらば、予の其間に立ち、仲裁し、勞を取ると能はずと答へ、予は是に於て我々の更に書を米國政府より送り、清國の充分な條約を遵守したる旨を述べ、且、何れか事をも是を破りたるの又の之を破らんとすの意ありざるの或の其細目に至る迄も之を履行するの務と怠りたるの証跡あらば、清國の自ら其咎に任すべし旨と述べ、然れども我國の舊に條約を破らざるの事あらざれば、之を遵守して之を履行するも怠らざりしとの前に親王醇親王より閣下等へ告ぐるともあれば、今又之と



再陳するを要せずと信を抑も諒山此一事の事不意に  
 起りわが兵の死傷佛兵の數倍すると致しよるの我々  
 の甚だ悲む所にして此役の曲の決えて我國にあらざ  
 事實を審査するに前に艦將イルニエが李鴻章と協議  
 立約せよと自ら其見込書に内よる東京境界の清兵  
 を引揚ぐる事と關する條款を抹殺し其傍に捺印した  
 るを天津より佛國公使パテノールに送りて檢閲を  
 請ふたり故に我々が初めて此事變を聞死たる時佛  
 兵が如何ある誤にて我兵數百人を殺す迄に亂暴を行  
 ひたるか解すると能はざりし兎に角條約を破りた  
 るの我國に非すよて佛國あるの明白あり然れども我  
 が國の素より平和を重んずるに俄國と紛議を終ら

んと欲するが故敢て佛國に向ひ償金と要求するとも  
 せよ又佛國が如何ある理由に依りて攻撃を我に加へ  
 たるかとも詰問せよ一我國の斯く平和を望むが故  
 お成る丈の佛國に退讓して兩國の和好を保たんと欲  
 一兩國の紛議を米國大統領の仲裁に任せよ旨と申  
 出でより親王の固より他國の仲裁を請ふとを喜ばさ  
 れども一ツに佛國の爲を謀るに米國の仲裁を爲す  
 に愈るものあるべしと思ひ又一ツに我國と米國  
 どの特別條約あれを我國の先づ初めに米國に仲裁を  
 請ひざるべらざるを以て斯くの取計ひたるあり若  
 ぞ佛國か之を承諾して米國の裁判に依頼あらんに  
 の公平無私の米國の獨り佛國の証拠のみあらざ我國



の証據をも併せ考へざる上にて我國の証據が明かよ  
 我國の無罪にまて毫も條約を破るの意あかりしとを  
 証するに充分あると見れば必ず佛國を以て曲かりと  
 えて若くは償金比沙汰あらば我國より佛國に拂ふに非  
 ずして却て佛國より我國に之を拂ふべまどの判決と  
 下せしならん佛國の之を拒絶せたるのまならん米國  
 の周旋と無ふま今や數多乃軍艦と派遣ま國債法よ  
 見れば戦争れ所業と認むべ死舉動と爲ま剩へ既に雞  
 籠と略有まて該地の官吏に八千萬「フラン」一千六百  
 万弗と出さる以上此地を返す事能はずと告げた  
 りと聞けり佛人の斯る無法の所業を爲まて海口并  
 に内地の人民と騷擾せしめまのまあらず商賣も之の

爲めに妨げらるる外國の利益も之の爲めお害せま又  
 我政府の歳入も之の爲めに減少しま然れまも我親  
 王及大臣等の日夜心勞まて苟も我國の面目と威光と  
 と損せざる限り成るべ死丈々の退讓をなまて此紛  
 紜を終らん事を務め安南の如き現に該地お在りて  
 佛國と代表ま佛國政府の信任と得まりと稱せらるま  
 某氏の如死すら之を清國政府の管理權と受くる土地  
 ちまど認め且つ其境界も天津條約にて他日兩國官  
 吏立會の上之を定むべしと約したるにも拘へらず舉  
 げて之を佛國に讓渡まま又條約上に何時東京の  
 兵を引揚ぐべまどの明文ふしと雖も既お上諭を發ま  
 て該地方の兵を引揚ぐべ死旨を命あたま此の如く我



國の此事の初より佛國に對し誠信を盡し佛國と友誼と保たんとするに手段を盡さざる事なく我國の面目と威光と兩立すべし事の一とて佛國に讓與せざるとなけきべ此上とて復之れお與ふると能はず我國佛國お向ひ他國に仲裁を請ふんと申出でされども佛人の我國に向ひ佛人自身の外何人も之を贊成せざる程に言語同斷ある申分を言張を佛國の既に我求めを拒絶せざるば此上のみ只我國に對して親密ある各國に向ひ第一に佛國が仲裁を拒絶したると第二に未だ宣戰の布告を爲さざる前に我國に對して戰端を開たさる事を抗論せる趣意を告げて各國に對して斷と求むる比一事あるの諸公此書と見れば亦我國が

畜に一點も約を破りざることを死ねなすを常に務めて佛國とれ爭論を免かるるの手段と盡しざるとと諒せらるべし抑も李鴻章とフイルコエの間になりたる天津條約の兩國の中孰れか之を破りざるに相違あり然れども破約の顛末を明示する時之と破りたる我國にあらざるを佛國あることを知るべし例へば天津條約第四條に佛國の安商と條約を結ひ又之を改正するに當り支那の體面を毀損する條款を其中に挿入せるとなかるべしとの文あり然るに五月十三日(六月六日)佛國の高官の順化府に於て安南王に迫り前に我國より與へたる印綬封冊を我國に返却せざめたるの明に我國の體面と毀損する所爲ありと云ふ



べし是き佛國が條約を破りたるの一あり次に佛國の  
 閏五月二十日(七月十二日)を以て我々に告ぐるに今後  
 七日間に若干の償金と拂ふべき旨を以てし此の七日  
 の間の通常の如く平和の有様を保ち一切戦争に類そ  
 る所業と行はざるべしに至り軍艦を派して福建ある  
 羅星塔碇泊所に闖入せしめ商船の入港を差留めたり  
 是れ明に平時に於て戦争の所業を行はざる者にして  
 實に國際法と條約とを違背するのみならず佛人か自  
 ら爲しざる約束にも背死たる所爲ありと謂ふべし又  
 我々の聞く所に據れば去年十二月二三の外國の佛國  
 政府に向ひ貴國の清國に對して如何ある處置を施せ  
 見込ありやと尋ねしに佛國の假令清國と戦争も及ぶ

とも前以て條約諸國に通知せずして清國の開港場を  
 封鎖し又の砲撃するが如き事を爲さざるべしと突然  
 たる返答を爲したると云へり然るに佛國の一も斯か  
 る通知を爲さずして既よ恣に我國の一の開場(雞籠と  
 云ふあらん)を略取しざるの其罪(罪)獨り天津條約を破り  
 たるに止まらざるを以上擧ぐる所の佛國の所業の  
 實に明に國際法母背きたるのみならず締盟各國に對  
 してても信を失ひざる所爲あり之に反して我國の決し  
 て國際法亦の條約を破りしとあり諸公の知らるる如  
 く我國と諸外國との現行條約の各國の隨意に定め  
 るもこれにして我國に於ての餘儀なく之に同意したる  
 姿もあれば我國にての常々之を忘るる事なく時あり



ての此條約より起れる不正の爲めに我國は安寧幸福を害せられ我人民の生計を妨げざる事ある時に其不正を論争したる事ありと雖も亦各國と交誼と篤ふたる時の早晚平穩に改正を行ふ事を得べしと思ひ常々條約を遵守する事を怠らざりし我々が斯く我國と佛國との間柄を述べて諸公の高覽毋供したるの今日に至りても尙得兩國の戦端を開くは禍を避けん事を望み且つ諸公の本國政府をして清國の諸外國との條約をば堅く遵守するものありとの事を知らしめん事を望むの意に出でたるあり若し不幸にして我國佛國と平和を保つ事能はざるに至らば之より起れる百般の危難に就ては我國其責に任ざるを得ず其危難

の補償は佛國に於て之を負擔せざるへかたず我々の深く諸公の公明なる政府が各國の共に貴重する平和と公平との爲めに清思熟慮して此紛難を排解すへき手段を運ぶされん事と希望す我國の商賣一般の利益を害せざらんことを願ひ又常に我國の体面を失わざるを以て目的とせり若し佛國に於て故意に國際法を破り又の永く我國は要求に應ずると肯んぜずまゝ其軍艦を引揚げざるが如し事あつば我國も亦我力を以て如何あること仕遂を得るかと試むるに至らんこと必せし願ひの諸公此書毋述ふる所を熟察して一封ハ返書と惠賜せられんよとを  
 みれ 清國が佛國と責めて今回曲たる佛國に在りといふ



所のむれちり然れとも亦佛國より全權大臣と云く親志  
 く天津條約と扱ひさるフイルコエ及び同國よま安南國  
 東京に駐在せまめさる將軍ニローノ清佛開戦乃原因なる  
 諒山砲撃の實況及び兩國の葛藤比事勢等に就いて言ふ所  
 み據ればその實情即ち左れ如し但し此に掲ぐるフイルニ  
 エの所説の公に對する辨明報告の類にあらす全く一已  
 の私を以て人に語られざる所のものあり看官請ふそれ心  
 して讀みたまへ

諒山に於て我々將校が埋伏砲撃に遭ち遂に戦死する  
 との余が深く痛歎する所あり然れども今日我が國と  
 清廷との關係如何を熟考する時諒山事件に就いて  
 必ふさ一概に激怒す可らざるの情實もふまどせず

その所以の近時清廷にては主戦黨の大臣大いに勢力  
 と占るその勢力の遙かに李鴻章乃上に出で且つ清將  
 の規律亦た實に驚くべきもれにして清廷は命令を  
 輕忽にま只管自己の欲望と遂げんとするも此比々皆  
 な然りとす故に諒山砲撃の兵卒と指揮しざるも亦た  
 この暴戾ある將校さると信そ此等れまると熟思せ  
 ば諒山の變れ如くの非理あれども餘を深く咎むへ  
 於程れとに非るへま我佛國駐劄れ清公使曾紀澤が  
 其職を罷められまこと就くの聊う説明を要すべき  
 ものあり然れども曾氏罷職の原因を李鴻章に歸する  
 の蓋酷ありと云ふへ一元來曾氏は彼國に於ても随分  
 信任を得且限闕比出身なるを以て我々の親友する平





和黨に對えく能く其權力と用ふるを得へ否を實際  
 其權力を用ひたり然れども到底其本國政府の爲めに  
 困難を生出たたるの咎めは曾氏の免かきざる所あり  
 天津條約の實に神聖にして犯す可からざるものに  
 其後政權を握りたる主戰黨と雖ども亦た之を無効に  
 歸するものと能はざる諸君の能く知る如く此天津條約の  
 清國西太后の批准を経たるもれされば此條約に向く  
 異議を唱へたる大臣一人もあらず又此條約の我佛  
 國外務卿の議院に於て朗讀し我公衆は是認する所あり  
 り左れど天津條約の箇條の如何に善良なるも以て清  
 人眞實に心よき出たりと謂ふ可からざる諸君の知を  
 る如く余の二年余天津に駐在して能く李鴻章と知れ



加<sup>しやうの</sup>之<sup>み</sup>李<sup>り</sup>氏<sup>し</sup>の余<sup>よ</sup>に請<sup>こ</sup>ふに清<sup>しん</sup>國<sup>こく</sup>の指<sup>し</sup>揮<sup>き</sup>官<sup>くわん</sup>さらんこと  
 を以<sup>もち</sup>てせり又<sup>また</sup>我<sup>わが</sup>政<sup>せい</sup>府<sup>ふ</sup>に對<sup>たい</sup>し余<sup>よ</sup>を全<sup>ぜん</sup>權<sup>けん</sup>公<sup>こう</sup>使<sup>し</sup>に任<sup>にん</sup>せらる  
 んことを以<sup>もち</sup>て請<sup>こ</sup>求<sup>きう</sup>せり此<sup>この</sup>時<sup>とき</sup>余<sup>よ</sup>の曾<sup>そう</sup>公<sup>こう</sup>使<sup>し</sup>直<sup>ちく</sup>又<sup>また</sup>職<sup>しやく</sup>を罷<sup>や</sup>め  
 ざる時<sup>とき</sup>の余<sup>よ</sup>の敢<sup>あ</sup>て命<sup>めい</sup>と奉<sup>ほう</sup>するも能<sup>あた</sup>らざる旨<sup>ねが</sup>を陳<sup>ちん</sup>述<sup>じつ</sup>  
 せり然<sup>しか</sup>るに曾<sup>そう</sup>公<sup>こう</sup>使<sup>し</sup>の間<sup>ま</sup>もなく罷<sup>や</sup>めらるるを歸<sup>き</sup>國<sup>こく</sup>を  
 むとに決<sup>けつ</sup>したるも是<sup>これ</sup>亦<sup>また</sup>果<sup>たま</sup>して清<sup>しん</sup>人<sup>じん</sup>の本<sup>ほん</sup>意<sup>い</sup>出<sup>で</sup>る  
 るものなるや頗<sup>お</sup>る疑<sup>ぎ</sup>ふべしものなり前<sup>ぜん</sup>既<sup>き</sup>に述<sup>の</sup>ぶるが  
 如<sup>ごと</sup>く主<sup>しゆ</sup>戰<sup>せん</sup>黨<sup>たう</sup>も十<sup>じゆ</sup>分<sup>ぶん</sup>天<sup>てん</sup>津<sup>しん</sup>條<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>の眞<sup>しん</sup>價<sup>かい</sup>あると知<sup>し</sup>りながら  
 條<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>と蔑<sup>べつ</sup>如<sup>ごと</sup>くして公<sup>こう</sup>然<sup>ぜん</sup>爭<sup>そう</sup>端<sup>たん</sup>を開<sup>ひら</sup>きさるるを以<sup>もち</sup>て我<sup>わが</sup>佛<sup>ぶつ</sup>  
 人<sup>じん</sup>の此<sup>この</sup>主<sup>しゆ</sup>戰<sup>せん</sup>黨<sup>たう</sup>と反<sup>はん</sup>賊<sup>ぞく</sup>と視<sup>み</sup>做<sup>さ</sup>して毫<sup>ご</sup>も寬<sup>かん</sup>假<sup>か</sup>すること能<sup>あた</sup>  
 らず唯<sup>ただ</sup>余<sup>よ</sup>の我<sup>わが</sup>國<sup>こく</sup>に在<sup>あ</sup>る特<sup>とく</sup>派<sup>は</sup>公<sup>こう</sup>使<sup>し</sup>李<sup>り</sup>鳳<sup>ほう</sup>苞<sup>ほう</sup>氏<sup>し</sup>の陳<sup>ちん</sup>述<sup>じつ</sup>と其<sup>その</sup>  
 處<sup>しよ</sup>置<sup>ち</sup>との其<sup>その</sup>誓<sup>せい</sup>約<sup>やく</sup>に違<sup>たが</sup>はざるを信<sup>しん</sup>せり然<sup>しか</sup>れども我<sup>わが</sup>佛<sup>ぶつ</sup>

國<sup>こく</sup>の既<sup>き</sup>に耻<sup>ち</sup>辱<sup>じやく</sup>を蒙<sup>ま</sup>ひれり宜<sup>よろ</sup>しく清<sup>しん</sup>國<sup>こく</sup>に對<sup>たい</sup>して此<sup>これ</sup>れが  
 要<sup>よう</sup>求<sup>きう</sup>をせざるべからず  
 天<sup>てん</sup>津<sup>しん</sup>條<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>の已<sup>い</sup>に訂<sup>てい</sup>結<sup>けつ</sup>せらるるや平<sup>へい</sup>和<sup>わ</sup>黨<sup>たう</sup>中<sup>ちゆう</sup>佛<sup>ぶつ</sup>國<sup>こく</sup>が其<sup>その</sup>  
 約<sup>やく</sup>束<sup>そく</sup>に於<sup>お</sup>て償<sup>やう</sup>金<sup>きん</sup>を要<sup>よう</sup>求<sup>きう</sup>せざるを以<sup>もち</sup>て反<sup>はん</sup>つて其<sup>その</sup>政<sup>せい</sup>府<sup>ふ</sup>を  
 非<sup>ひ</sup>難<sup>なん</sup>せり然<sup>しか</sup>れども我<sup>わが</sup>々<sup>々</sup>の清<sup>しん</sup>廷<sup>てい</sup>が償<sup>やう</sup>金<sup>きん</sup>の事<sup>こと</sup>と言<sup>い</sup>はざる  
 を以<sup>もち</sup>て却<sup>かへ</sup>つて善<sup>ぜん</sup>計<sup>けい</sup>とあせり余<sup>よ</sup>の李<sup>り</sup>鴻<sup>ほう</sup>章<sup>ちやう</sup>が報<sup>ほう</sup>國<sup>こく</sup>心<sup>しん</sup>の較<sup>かく</sup>  
 著<sup>ちやく</sup>ふるに免<sup>めん</sup>して左<sup>さ</sup>の言<sup>こと</sup>と告<sup>こく</sup>示<sup>じ</sup>して曰<sup>い</sup>ふ佛<sup>ぶつ</sup>國<sup>こく</sup>の償<sup>やう</sup>金<sup>きん</sup>と  
 要<sup>よう</sup>求<sup>きう</sup>せざる可<sup>べ</sup>し然<sup>しか</sup>れども余<sup>よ</sup>の清<sup>しん</sup>廷<sup>てい</sup>に通<sup>つう</sup>商<sup>しやう</sup>條<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>を遵<sup>じゆん</sup>守<sup>しゆ</sup>  
 すべきの義<sup>ぎ</sup>務<sup>む</sup>と命<sup>めい</sup>せんと余<sup>よ</sup>の常<sup>じょう</sup>に謂<sup>い</sup>はらく彼<sup>か</sup>れの詭<sup>ぎ</sup>計<sup>けい</sup>  
 に陥<sup>お</sup>りたるものと痛<sup>つう</sup>歎<sup>たん</sup>するに及<sup>およ</sup>ばざり  
 現<sup>げん</sup>今<sup>こん</sup>清<sup>しん</sup>國<sup>こく</sup>の位<sup>い</sup>地<sup>ち</sup>の實<sup>じつ</sup>に困<sup>こん</sup>難<sup>なん</sup>ありと謂<sup>い</sup>ふべし我<sup>わが</sup>々<sup>々</sup>の清<sup>しん</sup>  
 廷<sup>てい</sup>に對<sup>たい</sup>して密<sup>みつ</sup>に通<sup>つう</sup>商<sup>しやう</sup>條<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>の決<sup>けつ</sup>行<sup>ぎやう</sup>を要<sup>よう</sup>求<sup>きう</sup>するのみなら



ず猶は幾日天津條約訂結の時要求せざりし償金をも  
 要求せんと欲するなり且つ我佛國の東京に於ける務  
 は既に終ひれりと謂ふ可からず我々の東京人民とし  
 て草賊海盜の難と免かれしめざる可からず又諸君の  
 余が東京賊徒の尊長と談判するの任を負ひざりしを  
 知らん又余の尊長と談判すに能はざる畢竟余の我佛  
 國政府の爲めに善長ある條約と訂結せしと信せ而し  
 て余と助けて此條約訂結に盡力しざる天津在留の  
 我領事フランシユ氏なり氏の能く支那語に通ぜし  
 又此時李氏は譯官兼顧問たりし道臺馬建忠氏あり  
 一氏の嘗て巴里法律學校に在りて學士の稱を得ざるも  
 此あり故に此條約(天津の)の實に完全なるものあり唯

我々の最後我國旗に對て受けざる耻辱の爲めに  
 の十分の償金を要求せざる可あらざるあり云々  
 又この將軍ミロイが掠山戦争の實況に就き本國海軍卿  
 母送とよる所は報告を見る母  
 我軍(佛國)の兵をいふ中佐ヂユーゼーを率ゐる  
 レタン之が參謀たり六月十七日朝其の進軍の途中  
 山間荆棒の間より發砲する者あり二十三日中佐ヂユ  
 ーゼーヨリ報告して曰く諒山に進行するの際先行  
 せる番兵何者に銃撃せらるるを見受たりと然れど  
 も我軍の此等の襲撃も拘りし進みし飛丸益々  
 多死を加へたり七時に及び敵軍退去し我軍諒山を占  
 領せし是迄我兵の負傷する三人あり我軍の清兵の此



の如き舉動と見て掛台書を送るに如かずと決し之を  
 送ししに清兵の營に於て既に天津條約の公報を受  
 けて之を領承せし又荆榛の間より狙撃せし我正兵  
 に非ぞ山間無頼の夷民ありと答へ且つ曰く天津條約  
 の文を履行すること勿論あり又平和を企圖するも  
 は確實なり唯兵營引拂る爲めに五六日間と猶豫せ  
 らるよと然れども此答書に署名なく又其語意分明  
 あらざる所あり同日十時清人自ら其隊將と稱し同様  
 の延期と請へしザユーゼー之れに答へて退去おは  
 此如に多日を要せず唯だ速に之を執行せられよ  
 と云へし二時お至り清將二人再び來り其迷前に退く  
 能ざるよ告ぐ且つ彼此の口實を設けて我要求も應せ

す參謀長クレタンの中佐ザユーゼーの名を以て左  
 の決答要求書を送り我本隊お歸きし其書に曰く中佐  
 ザユーゼーの清兵に一時間の猶豫を與へて退去を  
 要む是を過さば佛軍の進行すべしと然るに彼よの  
 何の報答もなし我軍遂に四時を以て進行を始め相距  
 る二キロメートルの所お至り遂に四千の敵兵我前軍  
 と襲へし其銃の「ビーボデー」レモン「トレウ」イン「チ」ユス  
 トル製お係し是に於て我士官死者一人傷者九人土  
 卒死者七人傷者四十二人あり廿四日午前八時敵四面  
 よし來攻し其第三隊の我後路を絶ちて之を鑿にせん  
 とせし敵兵益々加はり我軍危急あるおよし「チ」ニ「セ  
 ニ」退軍と令す十時十一時の間お我死傷甚多し此時



運輸の役夫襲撃を遭ひて逃走せしければ輜重皆を敵手に落たり午後一時まゝ敵丸尙得止まず漸くにして棕山を過知パクレーに退死敵も是まゝの追蹤せざりき是の日の我士官死者一人傷者三人兵卒死者十八傷者三十三人行方知れざる者二人蓋し敵軍の二十中隊にして毎隊三百人あり我軍負傷の全數の士官死者二人傷者十二人兵卒十七人傷者七十八人行方知れざる者二人あり云云

まれば等の文書に就きて看る時、まれば戦争の近因ある棕山の戦ひのそれ初め何をよまればを求めざるや將々天津條約の實情の如何ある次第にて且何れを敢てまればに反さざるやそれ等の疑問も判定し得られてその曲直さへ自か

小明かあるり如ま然れども戦ひとみれば末節あり既に事と干戈に訴ふるに至る今の共に道理の争ひと離しものと謂ふべし、まの際に及びてその曲直と論するも必章後日の祭に齊まき手

第八回

閑話のさて置きて佛國の水師提督クルベールの八月廿三日福州に於て砲撃を始め立どまろに八艘の清艦と打ち沈め勝に乗して閩江を溯り沿岸ある船政局くとも難なく破砕し乗取られ勝利今の十二分かり猶これよまの各處の砲台ととて艦を進め閩江の下流に向ひたるの翌廿五日乃とありとぞそもく此の閩江といひるの一名と南台江とも言ひ西れ方建陽の分水嶺より出て遙くに東流しくま



の處に注ぐもの母く舟楫の便他港に譲らす三十餘年前英  
 國との約成り清廷此に貿易場を開たしよ外船比交通少  
 からず随つて外人の覬覦あるへしとてあねて清廷の海防  
 を務め砲台砦壘造船所等非常れ備へも疎略なふす取分け  
 造船所の佛人の手に頼り下額の費用を以て建設せざる一  
 大工場にて軍艦武器一切のもの凡てあ乃所にて製作を得  
 べき清國一二の工場とぞ呼ぶる實に今回破砕せられたる  
 彼船政局あるもの即ちちふれなり斯る有様なきの沿岸に  
 諸處猶ほ砲台の少とせす佛艦のこれ各砲台と破りて後  
 の患を除かん意あるべし艦隊既にく整理せけれハ又第二  
 回の攻撃に用意となあけるとぞ  
 編者曰すあれよと佛艦金波砲台の攻撃及び福州引揚

けの一段に及ふへき所あれと楮子限とあるを以て次  
 編あ讓を引續たそれ梓行に着手す







# 廣告

## 演劇新報

○一部金三錢五厘 ○十部前金三十錢  
○三十部前金八十五錢

○遠國遞送外に郵税申受候  
第七號九月廿七日發行

右の今般更に新聞紙條列母依り官許を得た  
れバ各座狂言此筋書演劇ノ關する訓估并ハ  
戲曲新作ハ小説雜報寄書を載せ一月三回  
引續に無相違發行仕候間江湖好劇 愛稱の  
諸君陸續寄稿御購覽之程奉希候

大坂心齋橋北詰十五番地  
發行所 駿々堂

## 清佛戰爭實記



### 第三編

十月三日出版 ○以下引  
續出版 ○一冊定價十五  
錢 ○五冊前金五十錢  
右多數ノ御注文ニテ初編賣切レ此中御斷甲  
上居候處目下再版印刷中ニ有之本月廿八日  
ニハ必ス整頓可仕候間不相變永當々々御注  
文ノ程奉希望候也  
明治十七年九月廿五日 碑史館

### 勤王園常夏

定價三十五錢  
郵税八錢

## 駿々堂書店發兌書目之内拔華

芽出柳縁翠松前全一冊	定價十五錢	改	正徵兵令註解 全一冊	定價二十錢
眞似浪花朝日佛全一冊	定價十五錢	島遊	夢想兵衛胡蝶物語全一冊	定價十六錢
勤王 卷說二葉松全二冊	定價五十錢	實錄	小芝廼山風全一冊	定價十錢
新編淀の車 全二冊	定價五十錢	若縁	二葉松 全一冊	定價十五錢
柳亭叢書 全四冊	定價六十二錢	北國	橋の橘 全三冊	定價四十五錢
勤王 園常夏 全一冊	定價卅五錢	南海	譽の音信 全一冊	定價卅五錢
奇聞	定價卅五錢			

粹家 艶歌集 全一冊	定價十八錢	必携	艶歌集 全一冊	定價六錢
函入娘婚姻之不完全全一冊	定價十五錢	商標	條例 全一冊	定價三十錢
商標登録願手續 註解全一冊	定價三十錢	臈月	小松原 全一冊	定價四十錢
春宵 新街夜作樂 全一冊	定價三十錢	珍說	芦邊の鶴 全一冊	定價十五錢
粹人 糸竹の琴 全一冊	定價三十錢	新編	黃昏日記 全一冊	定價六錢

但シ駿々堂同盟賣捌店三府諸縣に數多有之候間猶御便宜の所おて御購覽奉願候



龐月小松原 全

○全一冊讀切頗美本○定價四十錢

○全國郵送料十錢 ○郵券代用を請す  
右の近日の朝日新聞紙上に掲載して江湖  
の暇采と博し今又角の芝居に於

て興行中看官比大評判を得たる或諸候乃

事蹟に付き勸善懲惡と示したる至極白面

き珍書奇れの本日發行致候間不相變御愛

顧御購求比程偏と奉希上候

大坂心齋橋北詰十五番地  
發兌所 稗史館

天香道人序詞 照身貞廣表書

宇田川文海校正 旭亨芳壘書 全二冊讀切

新編淀廻車 定價五十錢 郵税十四錢

(一名猿猴お申)

御注文の際御券代用請すと尤信書中へ堅

此書は半痴居士が女侠お申し悪漢駒藏の傳  
と綴り則お申を心猿に喩へ駒藏を青馬に比  
して善と勸め惡と懲したる新案寄作にて世

且あまふれたる續物語とい事の内別に一

機軸を出したる者もば小説好きの諸君競

て一讀あらん事を左編者の知己食山人が

此編を誦讀したる評語と天香道人が此編に

序したる文中の一項を掲げて予が贊辭の虚

あらざるを示す

食山人曰く心猿意馬西游ヨリ得來ル磨鏡鏡

弄更ニ眼界ノ新ナルヲ覺ニ稗官ノ眞詮謂ッ

ニ甘口警俗ノ眞筆ト

天香道人曰く半痴老什物され玄淀比車はそ

の脚色固より彼れ道義政事乃深意等を旨と

合て説教とふる者に在らざれば其脚色

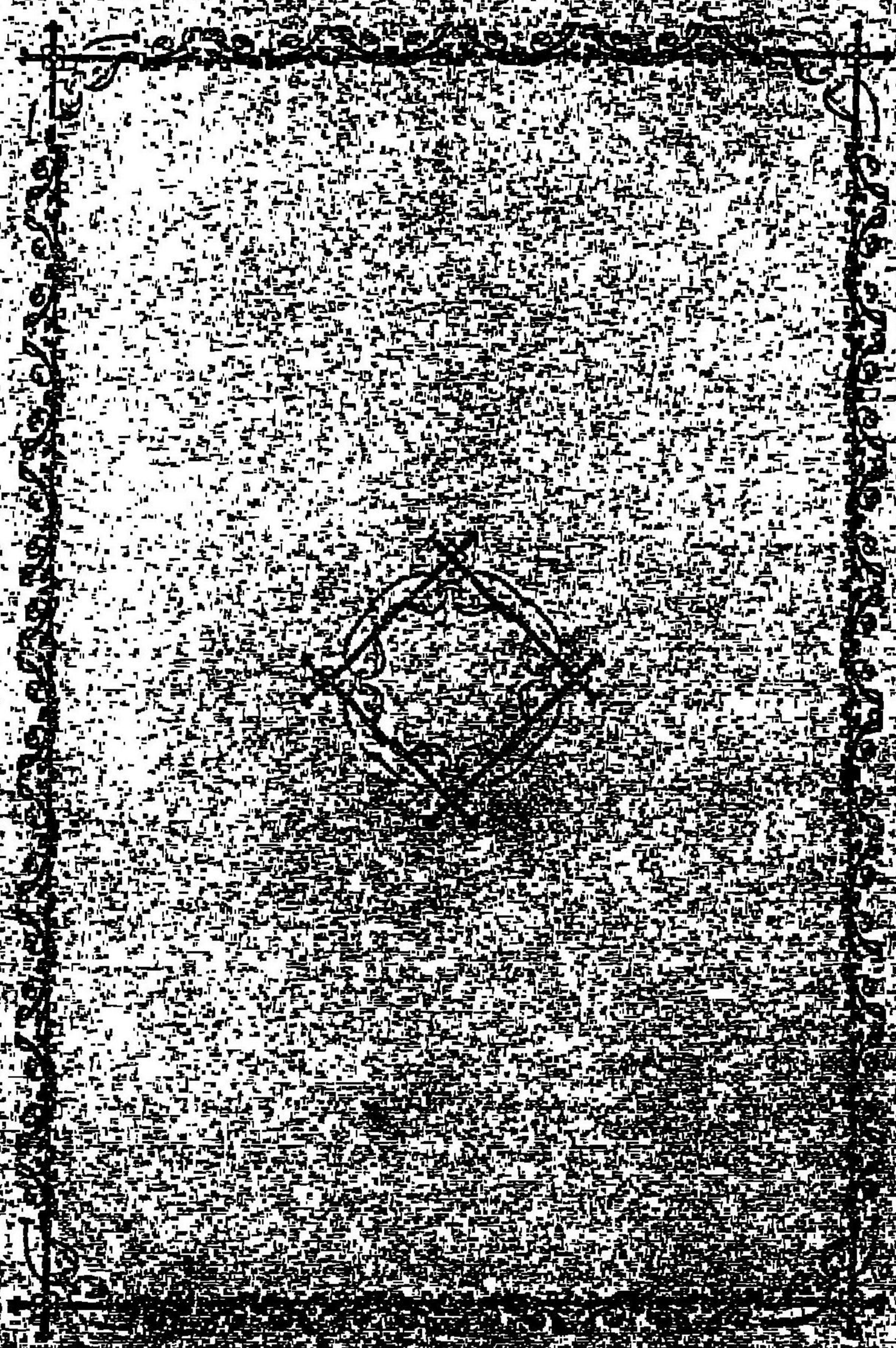
乃變り極りたり其文理比流離周をス時世

の風俗人情を寫せる稗官に在て之實に一新

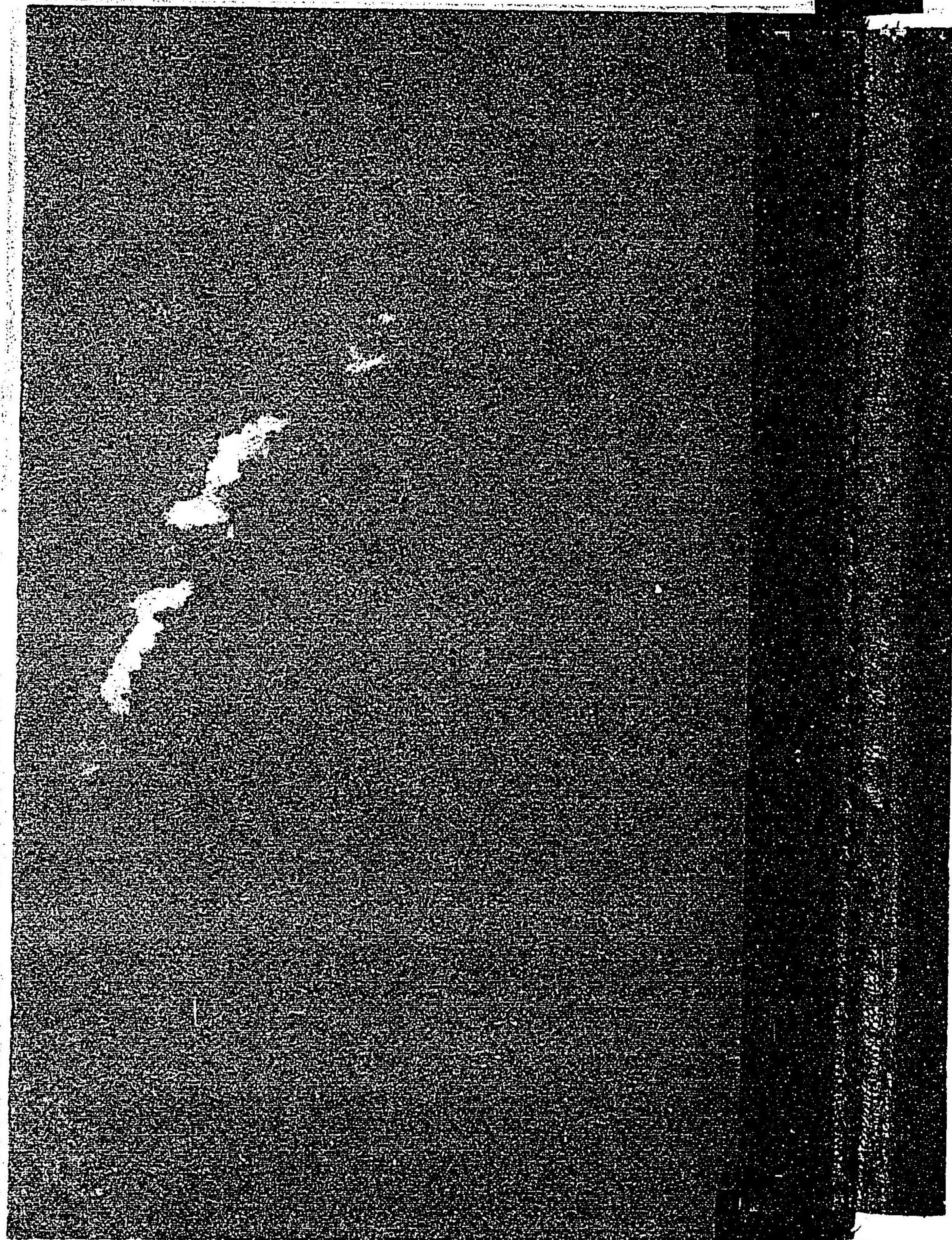
なり



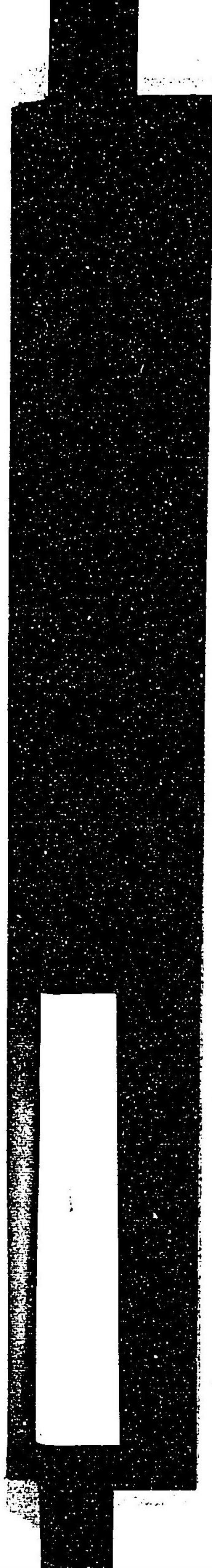
H-66













特 49

448

清仏戦争実記

福島幾太郎

国立国会図書館

003253-000-8

特49-448

清仏戦争実記

福島 幾太郎/編

M17

ACC-1547





